平成２２年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

私は、平成21年9月16日に発足した鳩山内閣に引き続き、本年6月8日に発足した菅内閣においても海洋政策担当大臣を拝命しましたが、海洋政策は私にとってライフワークともいえる政治課題です。

我が国の国土面積は世界第61位の約38万km^2にすぎませんが、領海と排他的経済水域を合わせた管轄海域は約447万km^2と世界第6位であり、この広大な海洋を巡る主権の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋生物資源の持続的活用、航行路の安全対策等に取り組んでいきたいと考えています。

また、我が国の海洋政策を進めていく上で、国民の皆様のご理解をいただくことが極めて重要と考えていますが、そのために、我が国の海洋の状況及び海洋に関して講じた施策について取りまとめたものが本書です。

海洋国家である我が国において、海は国民の皆様にとって本来身近な存在であり、最近、海に関連して、新聞等で「排他的経済水域」や「大陸棚」という言葉もよく目にするようになりましたが、国際社会での海洋の位置づけ、沿岸国の権利等についてまだ十分には周知されていないように思います。

こうした中で、平成22年5月26日、第174回国会（常会）において、我が国の排他的経済水域等の保全及び利用の促進に関する取組みの一層の促進を図るための「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が成立しました。このため、本書では、特集として、本法の内容も含め、我が国の海洋政策の基礎となる排他的経済水域や大陸棚の位置づけ等について、できるだけ分かり易く取りまとめました。

また、平成21年度以降の海洋に関する主な話題をトピックスとして取りまとめるとともに、政府が講じた主な海洋施策について報告しています。

本書が、一人でも多くの国民の皆様の目に触れ、我が国の海洋政策についてのご理解が深まることを切に望みます。

海洋政策担当大臣　　前原　誠司

目次

第１部　海洋の状況 1

１　トピックス　－海洋のこの1年－ 1

２　特集　我が国の排他的経済水域等を取り巻く状況 12

第２部　海洋に関して講じた施策 36

１　海洋資源の開発及び利用の推進 36

２　海洋環境の保全等 38

３　排他的経済水域等の開発等の推進 40

４　海上輸送の確保 41

５　海洋の安全の確保 43

６　海洋調査の推進 45

７　海洋科学技術に関する研究開発の推進等 46

８　海洋産業の振興及び国際競争力の強化 47

９　沿岸域の総合的管理 48

１０　離島の保全等 49

１１　国際的な連携の確保及び国際協力の推進 50

１２　海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 53

参考図表等 55

第１部　海洋の状況

１　トピックス　－海洋のこの１年－

平成21年度、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

（１）　我が国初、海洋の総合情報検索サービス「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」の一般運用開始
（２）　ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの規制措置を議論
（３）　チリ中部沿岸で大地震発生、17年ぶりに津波警報（大津波）を発表
（４）　南硫黄島沖、福徳岡ノ場において海底火山が噴火
（５）　地震・津波観測監視システム（DONET）の海底ケーブル敷設作業開始
（６）　地球深部探査船「ちきゅう」による南海トラフ地震発生帯掘削計画　ステージ２の終了
（７）　漂流・漂着ゴミ対策の推進
（８）　海洋への子どもの関心を高めるための取組

（１）　我が国初、海洋の総合情報検索サービス「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」の一般運用開始

海洋基本計画に基づく主要施策の一つである、「海洋情報の一元的管理・提供の体制の整備」の一環として準備を進めてきた「海洋情報クリアリングハウス」が、平成22年3月19日に一般向けに運用開始されました。海洋情報クリアリングハウスは、政府関係機関、地方公共団体、大学等の様々な国内機関で管理・提供されている海洋情報について、その所在情報（どこにどのような情報やデータがあり、どうすれば入手できるのか）をインターネット上で一元的に検索できるものです。

対象とする情報の分野は、水温、潮汐、海底地形、海洋生物、海洋化学などの自然情報から、海岸保全区域、漁業権、自然保護区域、防災情報、法令等の社会情報まで広範にわたり、また、オンライン提供のものだけでなく、オフラインで提供されている情報も取り扱っています。

海洋に関する諸情報は、国内の様々な機関に分散して保有されているため、欲しい情報を入手するのに多くの時間と労力を要することが問題となっていました。このクリアリングハウスによって、一般の方々、民間企業、研究機関、行政機関等による海洋情報を入手する際の時間と労力が低減されることにより、海洋情報の利活用が促進され、海洋産業の発展、科学的知見の充実につながることが期待されています。

海洋情報クリアリングハウス　http://www.mich.go.jp/

図：海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）のイメージ図

（２）　ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの規制措置を議論

平成 22 年 3 月 13 日から 25 日にかけて、カタール国ドーハで「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約（略称「ワシントン条約」または「CITES」）」の第 15 回締約国会議が開催されました。

本会議では、モナコ公国より、大西洋クロマグロを附属書 I に掲載する提案（モナコ提案）がなされましたが、条約の附属書 I に掲載されると、商業目的での国際取引（貿易）と公海での漁獲物の水揚げが禁止されるため、多くの大西洋クロマグロを輸入している我が国にとって影響が大きく、本件はマスコミ等にも広く取り上げられました。

我が国は、大西洋クロマグロについては、専門的知見を有する国際的漁業管理機関である「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT)」において漁獲の制限措置等の包括的な漁業管理を行うべきであり、ワシントン条約での規制の対象とすべきでないとの立場で臨みましたが、多くの国もこれに賛同し、モナコ提案は否決され、大西洋クロマグロの国際取引等の禁止は回避されました。

今後、ICCAT において適正な管理措置が実施され、大西洋クロマグロの資源が回復するよう、我が国の主導的役割が期待されています。

写真：CITES 第 15 回締約国会議の様子

（３）　チリ中部沿岸で大地震発生、17 年ぶりに津波警報（大津波）を発表

平成 22 年 2 月 27 日、チリ中部沿岸で M8.8 の巨大地震が発生しました。この地震に伴って津波が発生し、1 日近くかかって日本まで到達しました。気象庁は太平洋に展開された米国の海底津波計のデータ等を活用し、津波が日本に到達する約 3 時間前に津波警報を発表しました。特に、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県では津波警報（大津波）が発表されました。津波警報（大津波）の発表は平成 5 年 7 月に北海道の奥尻島などが被災した「平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震」以来、およそ 17 年ぶりとなります。

地震発生に伴い、鳩山総理大臣の指示の下、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する等の措置がとられ、津波の状況について情報収集を行い、住民の避難と、被害を最小限にするための情報提供を行いました。また、沿岸部では自治体等による避難等の注意喚起を行うなどの対策が講じられました。

日本での津波観測は、まず 28 日午後 0 時 43 分に南鳥島で第一波が観測され、その後太平洋沿岸の各地で、最大 1.2m の津波が観測されました。津波は長い時間観測され続けたこともあり、全ての地域で津波注意報が解除されたのは、翌 3 月 1 日の午前 10 時 15 分のことでした。また、事後調査により、地域によっては最大で 2m程度の津波があったと推定されています。

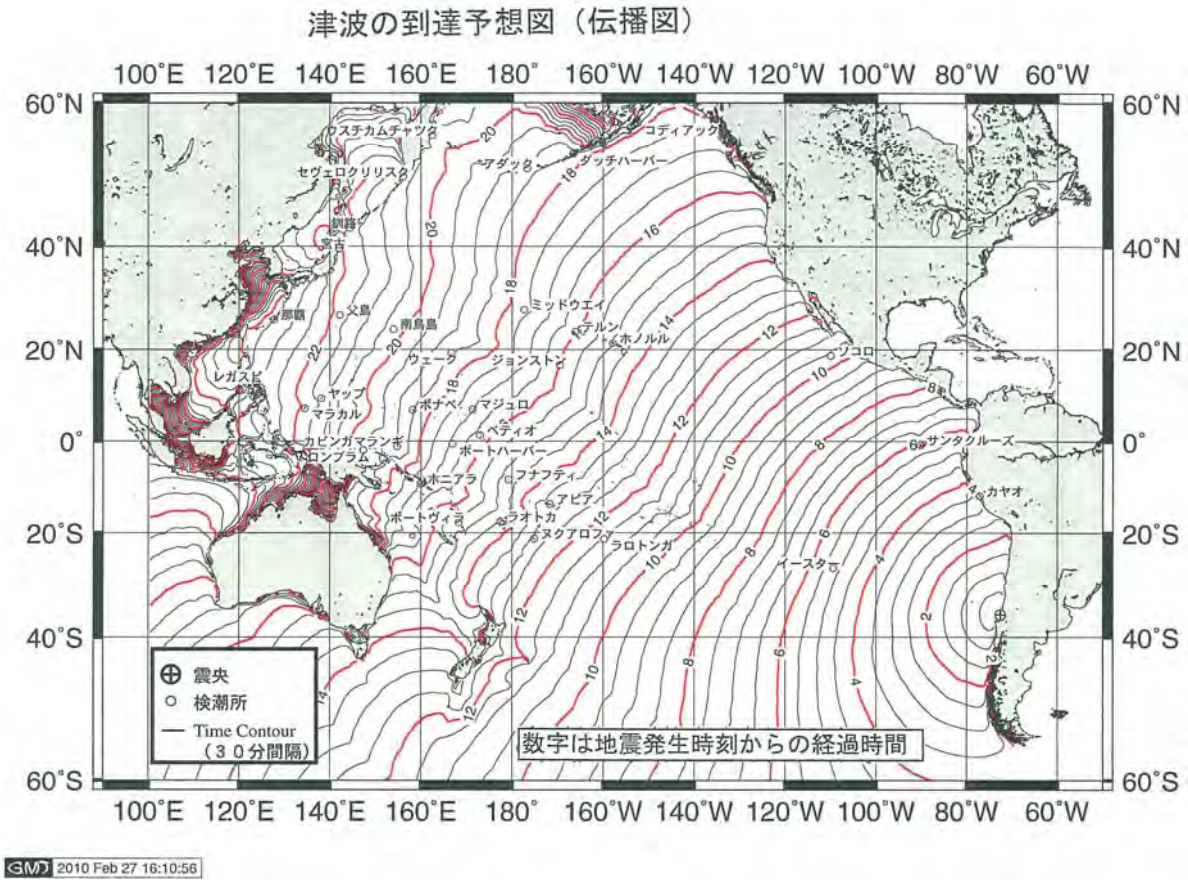

図：チリ地震津波の到達予想図（平成 22 年 2 月 27 日、気象庁発表資料）

この津波により、カキ、ワカメ等の養殖施設等に大きな被害がありました。水産にかかる被害は宮城県ほか 7 県で確認され、被害総額は約 64 億円（平成 22 年 4 月 15 日現在、農林水産省調べ）となりました。これら広範囲にわたる被害状況を受け、政府はこの津波による被害を激甚災害として指定し、「水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助」を行うこととなりました。水産動植物の養殖施設に対する激甚災害指定は 6 年ぶりのことになります。

今回の津波で人的被害が無かったことは幸いなことでしたが、三陸沿岸に 3mの津波を予想して津波警報（大津波）を発表したのに実際の津波はそれを下回ったこと、津波の第 1 波が小さいことで安心し避難先から海岸近くの自宅に帰る住民もいたことなど、いくつかの課題が浮かび上がりました。今後も津波予測精度向上を目指して技術的改善を進めるとともに、津波の恐ろしさや特徴について一般の皆様へ広く周知する活動も必要です。

写真：被害を受けた養殖施設（宮古港）　（写真提供：宮古市）

（４）　南硫黄島沖、福徳岡ノ場において海底火山が噴火

平成 22 年 2 月 3 日、横浜海上保安部所属巡視船「やしま」は、東京都小笠原村の南硫黄島から北北東約 5km の福徳岡ノ場で海上から立ち上る煙を確認しました。その後の航空機観測では、海面が黄褐色等に変色する等、海底火山活動を示唆する現象が確認されました。海上保安庁は航行船舶の安全のため航行警報により呼びかけるとともに、航空機による監視観測及び測量船による調査を実施しました。

福徳岡ノ場は海底火山活動が活発な場所として知られており、これまで 3 回新島を形成しましたが、その度に、崩壊し海没しているものです。最近の調査では平成 20 年 12 月に黄褐色の変色水を確認していますが、煙が確認されたのは平成 17 年以来、約 5 年ぶりのものです。

福徳岡ノ場では今後も海底噴火が発生することが予想されており、周辺海域では警戒が必要です。気象庁は平成 19 年 12 月 1 日に噴火警報（周辺海域警戒）を発表しており、平成 22 年 4 月現在も継続しています。

右図：伊豆・小笠原諸島の活火山分布と福徳岡ノ場の位置（気象庁、火山活動解説資料（H22.2）より）

写真：黒煙の立ち上る様子（海上保安庁、やしま搭載ヘリコプター撮影）

（５）　地震・津波観測監視システム（DONET）の海底ケーブル敷設作業開始

今後30 年以内の発生確率が60～70%とされている東南海地震の想定震源域にあたる紀伊半島沖熊野灘に設置する稠密かつ高精度な海底ネットワーク観測システムについて、一部試験運用を開始しました。

将来的には水深約1,900m～4,300mの範囲に、5か所のノード（結束点）から各4 点の観測装置を配置し、地震計や津波を検知する水圧計などを1 セットとして構成される観測装置を20 点展開する予定です。各観測装置からのリアルタイムデータは、陸上局を経由して気象庁、防災科学技術研究所及び大学などの機関に送られる計画で、地震発生予測モデルの高度化及び緊急地震速報や津波警報の高精度化、迅速化に役立つデータの取得が期待されます。

「海洋基本計画」において、「海洋由来の自然災害への対策」として、沖合における津波・波浪観測システムの整備、ケーブル式海底地震計の整備が挙げられており、地震・津波観測監視システムの完成はこれらに大きく貢献するものです。

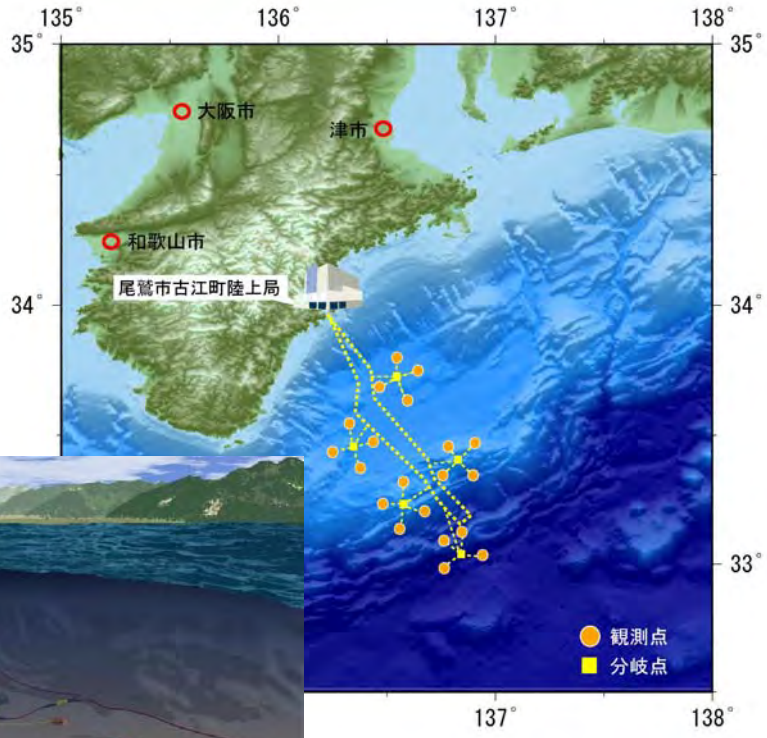

図１（右）：システム配置図

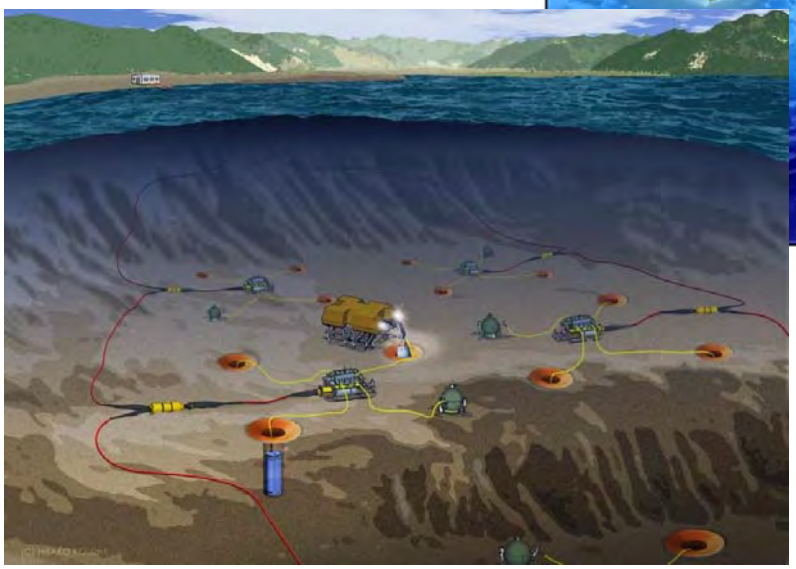

図２：地震・津波観測監視システムイメージ

（６）　地球深部探査船「ちきゅう」による南海トラフ地震発生帯掘削計画 ステージ２の終了

巨大地震発生帯である紀伊半島沖南海トラフにおいて、海洋研究開発機構の所有する地球深部探査船「ちきゅう」が、世界で初めてとなる科学目的のライザー掘削を行い、地震・津波の発生要因と考えられている巨大分岐断層等の試料及びデータの取得に成功しました。

「海洋基本計画」において、「海洋由来の自然災害への対策」として、海溝型地震のメカニズムの解明と、「ちきゅう」が掘削した孔を利用した地震観測の必要性が挙げられており、今回の成果はこれらに大きく貢献するものです。

写真：地球深部探査船「ちきゅう」

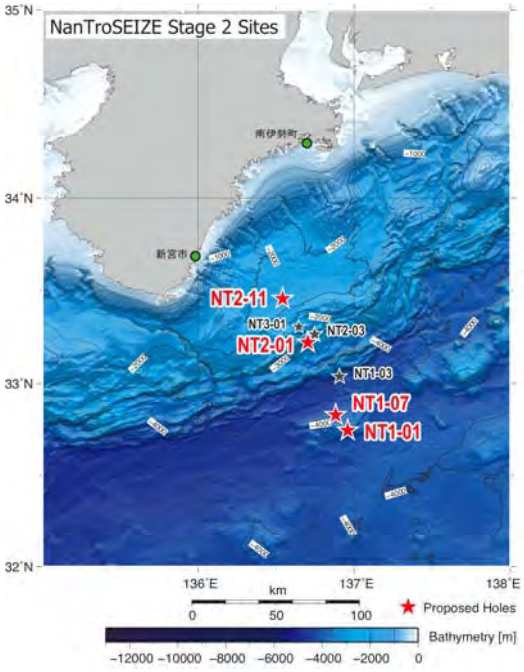

図１：南海掘削ステージ２掘削実施地点

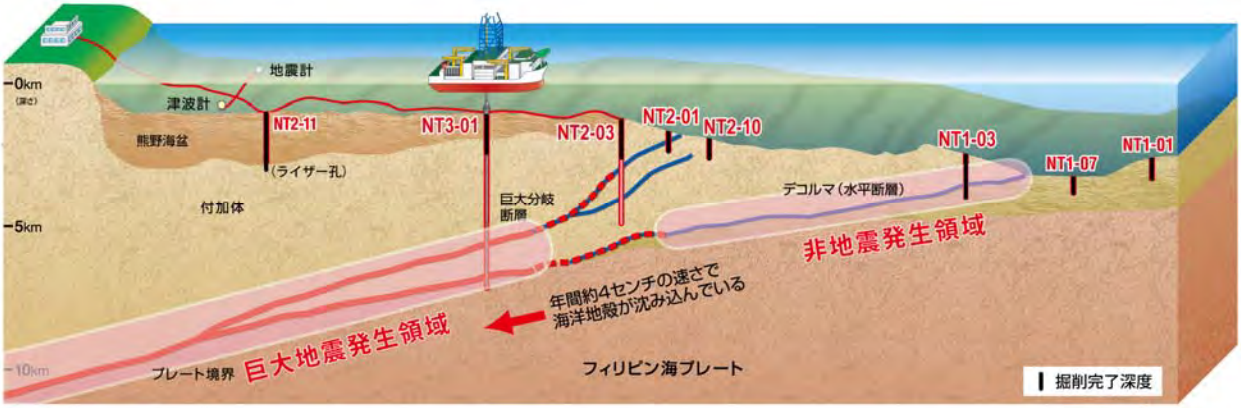

図２：南海掘削計画概要

（７）　漂流・漂着ゴミ対策の推進

写真：長崎県対馬市

近年、わが国では、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業への被害の発生等が問題となっています。

この漂流・漂着ゴミの実態について環境省が平成19年度、20年度に全国7県11海岸で調査を行ったところ、モデル海岸で回収されたペットボトルは、対馬（長崎県）、石垣島、西表島（以上、沖縄県）などの離島では外国のものがほとんどを占め、それ以外の地域ではわが国のものが半数以上を占めるという状況であることがわかりました。ゴミの種類としては、日本海側はプラスチック類が3～4割、山形県、三重県、熊本県は流木・潅木が7～9割、沖縄県は多くの種類のゴミが混ざるなど、地域によって種類に違いがありました。

こうした実態の下、海岸漂着ゴミ対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保

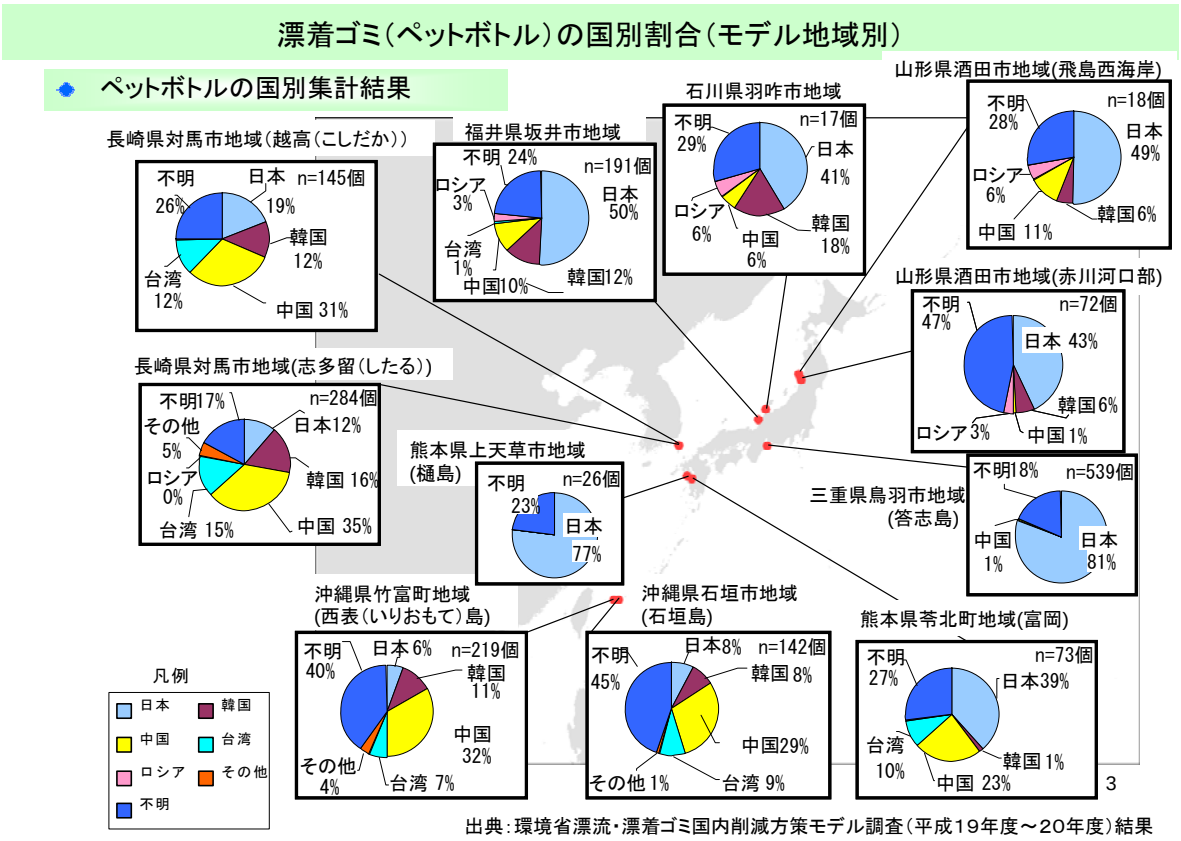

出典：環境省漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査（平成19年度～20年度）結果

図：各海岸に漂着したペットボトルの国別集計結果

全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）が成立し、施行されました。そして、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行いました。

海岸の漂着ゴミの中には、使用済みの注射器やガスボンベ、信号弾など危険物も確認されており、海岸利用者等が被害にあう危険性があります。一方、これらの危険物は、それぞれ対処法が異なり、対処には慎重を要します。海岸管理者は、個々の危険物の専門知識までは有しておらず、速やかな対応を行うため、危険物対応の手順をあらかじめ整理することが必要です。このことから、危険物の対応にあたって混乱が生じやすい危険物漂着時において海岸管理者が行うと想定される初動対応について「海岸漂着危険物対応ガイドライン」として取りまとめました。また、海岸漂着危険物の危険性を子どもにもわかりやすいように紹介するため、『海岸漂着危険物ハンドブック』を作成しました。なお、本ガイドライン、本ハンドブックは海岸管理者へ配布し、また、以下のホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html

国際的には、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の枠組の下で、一般市民への普及啓発を目的としたクリーンアップキャンペーン・ワークショップを実施して海洋ゴミの回収・収集が行われるとともに、関係各国による情報交換を行いました。また、医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着については、二国間又は多国間の会議において、関係各国に対して原因究明や適正な廃棄物管理の申し入れを行っています。

写真：2010 年に長崎県平戸市で開催された国際クリーンアップキャンペーンの様子

（８）　海洋への子どもの関心を高めるための取組

国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心を持つためには、次世代を担う子どもが海洋に興味を持ち、海洋の持つ魅力と不思議を正しく理解し、海洋の夢と未知なるものへの挑戦心を培うことができるような教育及び普及啓発活動の充実を図ることが重要です。

文部科学省では、平成 21 年 5 月 5 日の子どもの日に合わせ、同省ホームページにおいて、「深海ワンダー」というウェブコンテンツを公開しました。「深海ワンダー」は、未来の潜水調査船『しんかいワンダー号』を操縦して深海生物及び海底現象の調査を疑似体験することを通じて子どもが未知なるものを解明することへの挑戦者精神や困難を克服した際の達成感を感じるとともに、自分たちの生きている地球に対する興味を持ち、世界に誇る日本の深海研究の現状についての理解を深めることを目的に作成されました。

図：文部科学省ウェブコンテンツ　深海ワンダー

人間の技術で到達したところまでを原則としたリアルな設定、博物館のパビリオンのような演出、実際の美しい映像を多用したことが話題を呼び、新聞、テレビ、雑誌等に数多く取り上げられ、平成 22 年 4 月までののべ訪問者数は約 37 万人となっています。

また、内閣官房総合海洋政策本部事務局においては、海洋政策や初等中等教育等に関して知見のある有識者の意見等をもとに、海洋基本計画の内容を分かり易く記載するとともに、日本や世界が抱えている課題や海との付き合い方などを紹介した「子ども海洋基本計画」を作成しました。同計画が教育の場などで活用されることを期待し、平成 21 年 6 月から総合海洋政策本部ホームページにて同計画を公表するとともに、地方自治体の海洋政策担当者や海洋関係機関への情報提供を行うなど、広報・普及活動を行っています。

海に囲まれた我が国が国際競争力を強化するためには、このような、子どもを対象とした海洋に関する普及啓発活動を積極的に行うことにより、新たな海洋立国を支える人材の育成を図ることがとても重要です。

（参考）紹介したサイトの URL

●深海ワンダー　http://www.mext.go.jp/wonder/shinkai.html

●子ども海洋基本計画　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kodomo/main.html

２　特集　我が国の排他的経済水域等を取り巻く状況

我が国は四方を海に囲まれ、国土面積は世界第 61 位にもかかわらず、排他的経済水域（http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html（海上保安庁ホームページ）参照）の面積は世界で第 6 位とも言われています。排他的経済水域は、沿岸国が天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使し、また、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権を有する区域であり、排他的経済水域が適切に保全され、利用できるか否かは、我が国の経済活動等に大きな影響を与えます。

海洋基本法においても「海洋の開発及び利用が我が国の存立の基盤」であるとともに「良好な海洋環境の保全」が「人類の存続の基盤」であるとの認識の下、排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」と言います。）の利用及び保全が重要であると謳われており、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の必要な措置を講ずべきとされています。

このように海洋の保全及び利用において排他的経済水域等はとても重要であり、平成 22 年 5 月 26 日に「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が成立したことを機に、我が国の排他的経済水域等を取り巻く状況について、特集を取りまとめました。

１．排他的経済水域等の概要

１－１．排他的経済水域等の定義

排他的経済水域（はいたてきけいざいすいいき、Exclusive Economic Zone; EEZ）とは、国連海洋法条約（「海洋法に関する国際連合条約」）に基づいて設定される水域のことです。国連海洋法条約は、1982 年（昭和 57 年）12 月国際連合海洋法会議で採択され、1994 年（平成 6 年）11 月に発効しました。我が国は、1983 年（昭和 58 年）2 月に署名、1996 年（平成 8 年）6 月に批准しました。そして、同年 7 月、我が国について同条約が発効し、排他的経済水域等を設定するため「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を施行しました。

国連海洋法条約により、海域は、領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等に区分されています。海洋における排他的経済水域等の位置付けを理解するための基礎知識として、区分された海域の概要について紹介します（図１参照）。

（１）領海

領海とは、沿岸国の主権が及ぶ水域で、沿岸国は、国連海洋法条約の規定により決定される基線から測定して 12 海里（約 22km、1 海里＝1,852m）を超えない範囲で領海の幅を定める権利を有します。沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及びます。基線とは、通常、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線のことです。ただし、海岸線が著しく曲折している場合、海に向かって最も外側の低潮線上の点を結んだ直線を基線とすることができます。これを直線基線といいます（図２参照）。我が国の領海は、「領海及び接続水域に関する法律」により設定されています。ただし、すべての国の船舶は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、領海を航行できます。これを無害通航権と言います。

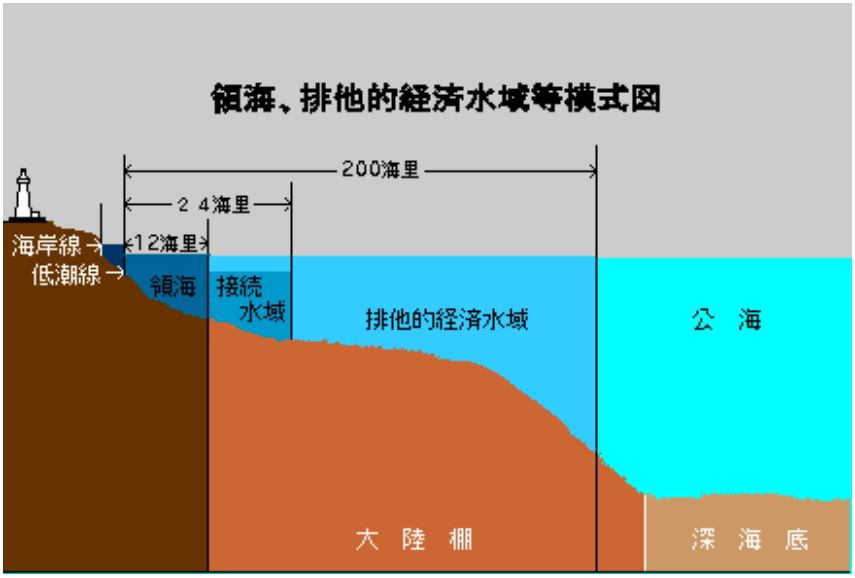

図１：領海、排他的経済水域等のイメージ（海上保安庁ホームページより）

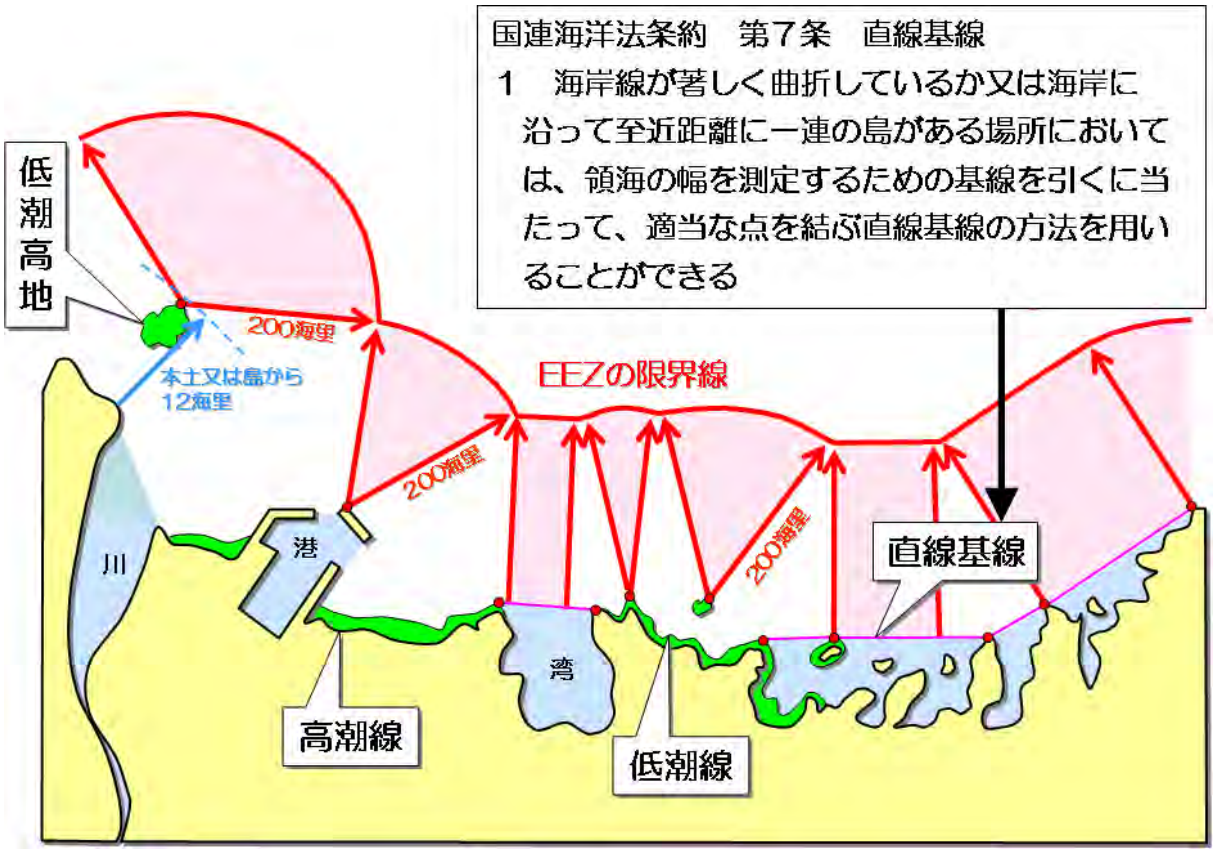

図２：直線基線のイメージ（総合海洋政策本部事務局作成）

（２）排他的経済水域

排他的経済水域の範囲は、領海を超えてこれに接続する水域で、領海の幅を測定するための基線から 200 海里（約 370km）までの水域と決められています。後述する接続水域は排他的経済水域の範囲内に含まれますが、領海は排他的経済水域には含まれません。

国連海洋法条約の規定により、排他的経済水域（海底及びその下を含む。）において、沿岸国は次の権利を有します。

①海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物・非生物を問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風力からのエネルギー生産等）に関する主権的権利

②人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権

コラム：低潮高地

自然に形成された陸地であって、低潮時（最も潮が引いた時）には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時（最も潮が満ちた時）には水中に没するもの。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅（12 海里）を超えない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができます。（図２及び下図参照）

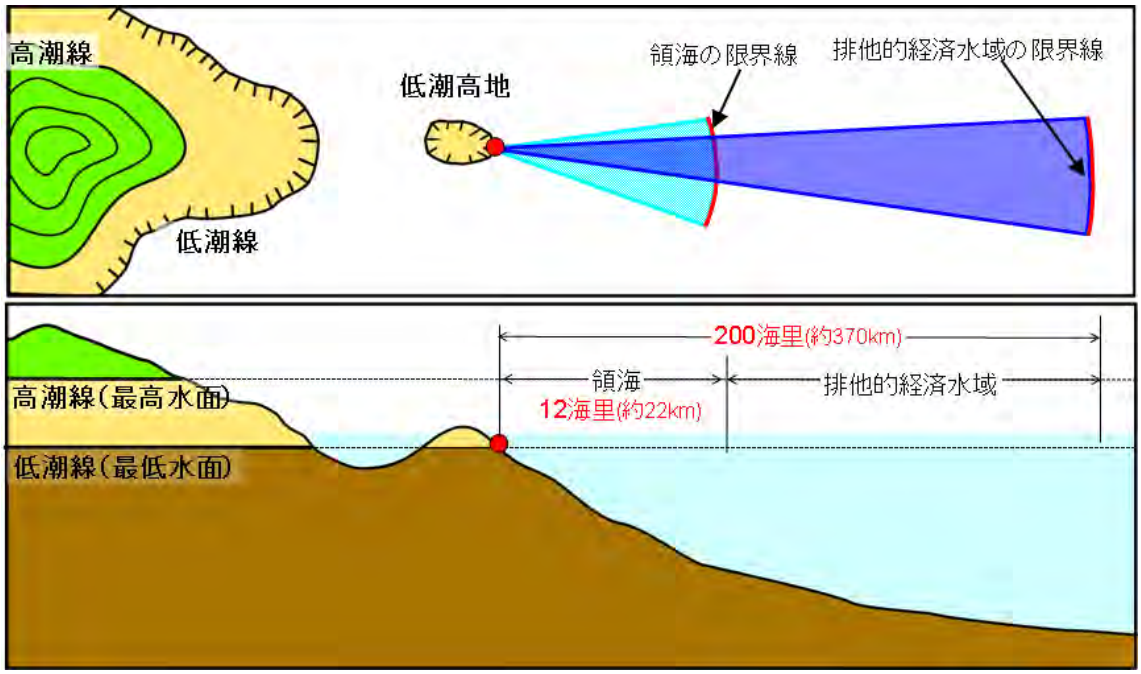

図：低潮高地のイメージ（総合海洋政策本部事務局作成）

（３）大陸棚

大陸棚とは、領海の基線からその外側 200 海里（約 370km）の線までの海域（領海を除く）の海底及びその下です。大陸棚は地形・地質的条件によっては国連海洋法条約の規定に従い 200 海里を超えて延長することが出来ます。詳細は「３－１．大陸棚の延長」で説明します。

大陸棚においては、沿岸国に以下の権利が認められています。

①天然資源（海底及びその下の鉱物などの非生物資源・定着性の生物）の開発等に係る主権的権利
②人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権

（４）公海

公海はすべての国に開放され、すべての国が公海の自由（航行の自由、上空飛行の自由、海底電線及び海底パイプライン敷設の自由、漁獲の自由、海洋の科学的調査の自由等）を享受します。船舶は公海において原則として旗国の排他的管轄権に服します。（例外：海賊行為、無許可放送等）

（５）深海底

深海底（国の管轄権の及ぶ区域の境界（領海、排他的経済水域及び大陸棚）の外の海底及びその下）及びその資源は、「人類の共同財産」とされています。いずれの国も深海底又はその資源について主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならないとされています。

（６）接続水域

接続水域とは、領海に接続する水域で、領海の幅を測定するための基線から 24 海里（約 44km）までの水域です。沿岸国は、接続水域において、自国の通関、財政、出入国管理又は衛生に関する一定の規制を行うことができます。

（７）内水

内水とは、領海の基線の陸側の水域で、領海とは区別されています。内水では領海と同様に領土と同じ主権が行使でき、無害通航権は認められていません。

コラム：港湾工作物

港湾の不可分の一部をなす恒久的な港湾工作物（沖合の施設及び人工島を除く）は、海岸の一部を構成するものとみなされ、領海や排他的経済水域等の限界を画定する際の基線とすることができます（図２参照）。

１－２．排他的経済水域等が制度化されるまで

歴史的にみると、海洋に対する沿岸国の領有権や管轄権の考え方は、時代とともに変遷し、また、国によってもその置かれている立場により主張は異なりました。近代までの海洋法に関する歴史は他書に譲り、ここでは第二次世界大戦後の国際連合のもとにおける海洋法の検討の経緯について振り返ってみます。

近代においては、公海自由の原則が確立して以後、「領海」と「公海」による海域の二分構成が国際慣習法として定着していました。しかし、第二次世界大戦後、海洋資源の利用・配分をめぐり、それまでの「領海」と「公海」という二分構成について、沿岸国は見直しを求めました。すなわち、沿岸国は、漁業、鉱物資源といった海洋資源の利用を求め、領海を越えて管轄権を主張するようになりました。

このため、1958 年（昭和 33 年）国際連合の主導で、第一次国際連合海洋法会議がジュネーブで開催されました。この会議では、「領海及び接続水域に関する条約」、「公海に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」、「大陸棚に関する条約」（ジュネーブ海洋法 4 条約）が採択されました。しかし、3 海里、6 海里、12 海里といった主張が対立していた領海の幅については合意が得られませんでした。その後、1960 年（昭和 35 年）に第二次会議を開催しましたが、漁業水域の問題もあり、領海の幅については合意を見ませんでした。

そして、第三次国際連合海洋法会議が 1973 年（昭和 48 年）に開催され、10 年間にわたる交渉の末、ようやく 1982 年（昭和 57 年）開催の会議で国連海洋法条約が採択されるに至りました。

国連海洋法条約は、全 17 部 320 条の本文及び 9 の附属書並びに第 11 部（深海底）の実施協定から成り、その内容は、領海、公海、大陸棚といったジュネーブ海洋法 4 条約に規定されていたものに加え、国際航行に使用されている海峡及び排他的経済水域といった新たな規定、国際海底機構、大陸棚の限界に関する委員会及び紛争の解決のための国際海洋法裁判所といった新たな国際機関の設立を伴う規定を含む多岐にわたるものとなっています（図３参照）。

このように、海洋利用の急速な進展、複雑な利用関係の調整に対応するため、領海と公海という単純な区分ではなく、機能別に海域を区分し、沿岸国に権利を認める一方で、生物資源の保存等の義務を設けること等により、新たな海洋の秩序が誕生し、この中で排他的経済水域等が制度化されることになりました。

図１　国連海洋法条約概念図

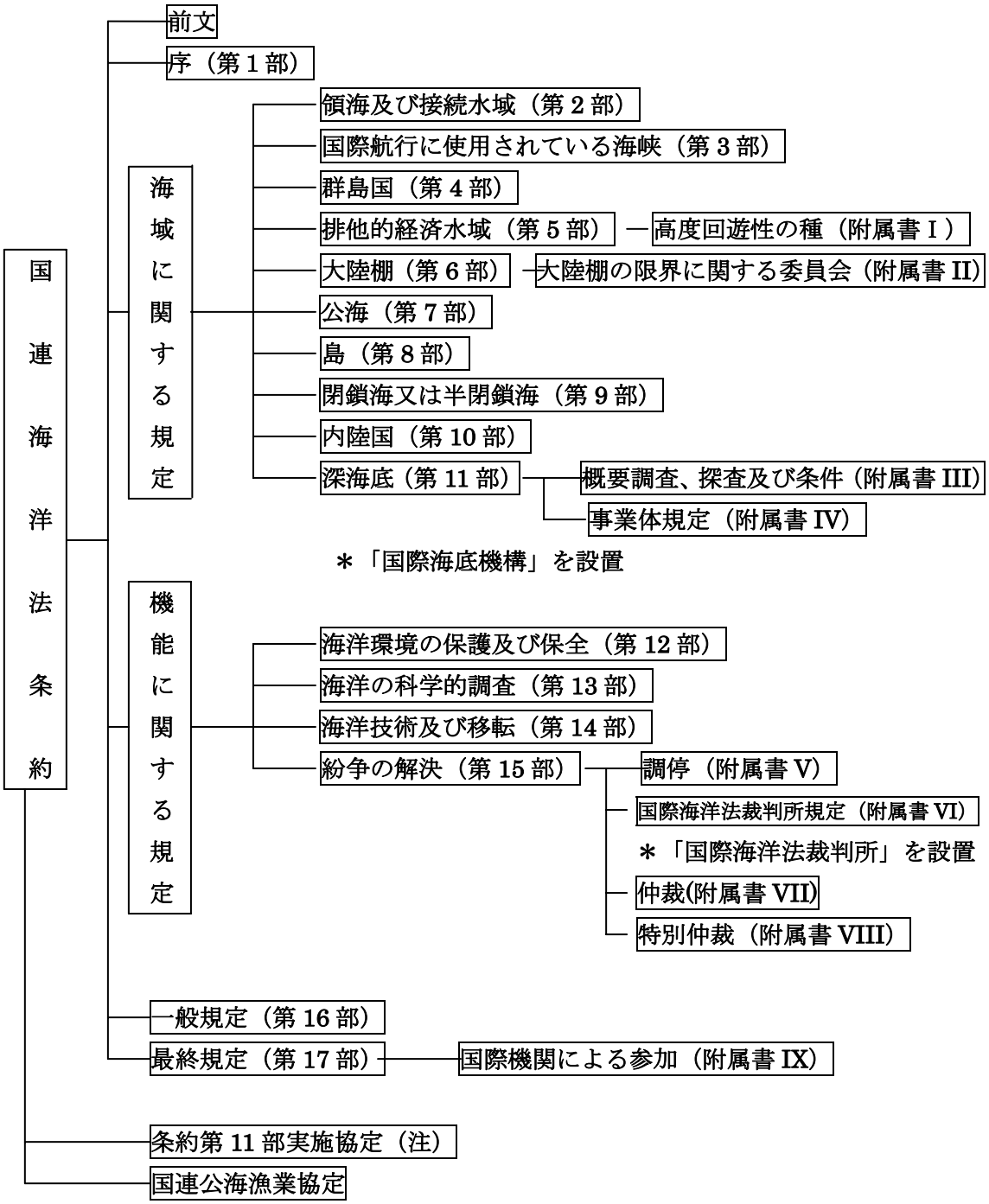

(注)　「深海底」について規定する「条約」第１１部は、「実施協定」により実質的な改正がなされている。「条約」と「実施協定」の締約国数には相違があるものの、深海底に関する規定は、「実施協定」により改正された内容で国際的に適用されている。

（出典：「外交フォーラム」2001年7月号）

２．排他的経済水域等の保全と利用

２－１．排他的経済水域等の重要性

我が国の広大な排他的経済水域は豊富な水産資源に恵まれ、また、その海底には種々のエネルギー・鉱物資源の存在が確認されてきています。排他的経済水域等における主権的権利の適切な行使により、これら資源の円滑な開発、利用、保全を推進することは、我が国の発展のために極めて重要です。

生物資源については、再生産が期待できることから、適切に管理することにより、枯渇させることなく持続的に利用することが可能です。我が国の管轄権が及ぶ海域の水産資源については、保存・管理を計画的に推進することとしています。

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい我が国は、需要量のほぼすべてを海外からの輸入に頼ってきましたが、近年は需要の増大とこれに伴う資源枯渇の懸念や資源価格の高騰に伴い資源産出国において資源ナショナリズムが急速に高まりつつあります。このような状況は、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保にも影響を及ぼしかねないものです。この対策として、現在、我が国は資源外交を活発化し資源産出国との関係強化に努めていますが、これに加えて、他国の資源政策に影響されない安定的な自らの資源供給源を持つための取組を進める必要があります。排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の探査・開発を行うことは、この意味でも極めて重要です。このため、平成 21 年 3 月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき、関係機関が一体となって資源開発を推進することとしています。

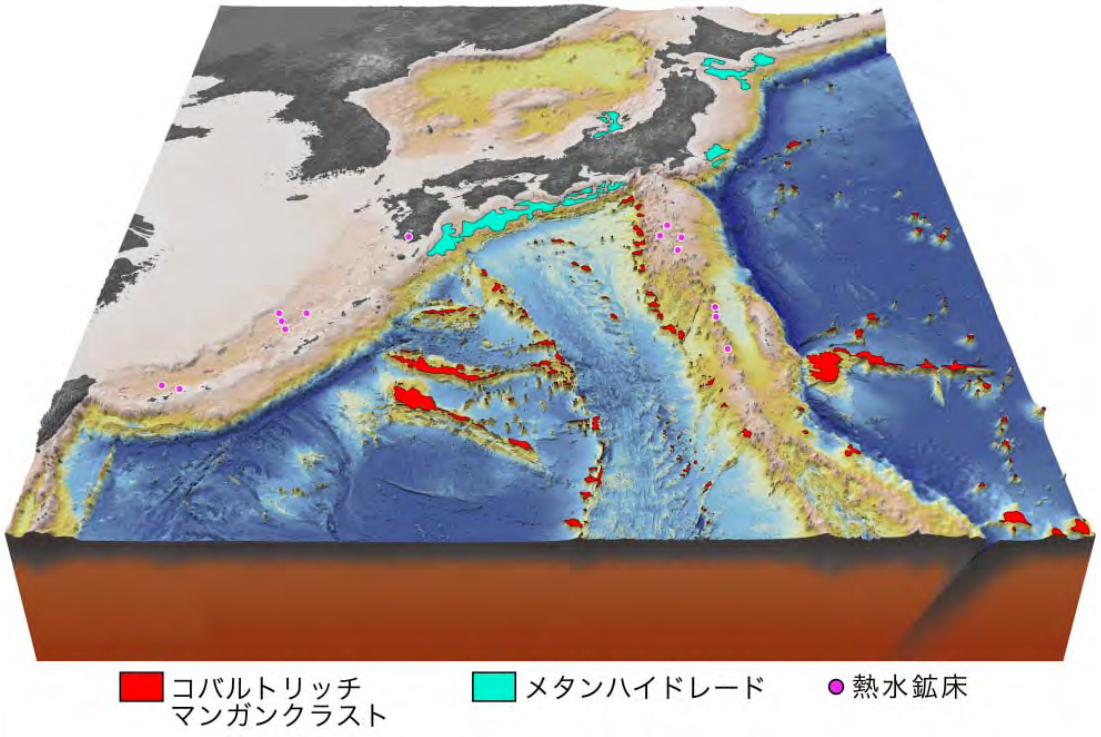

図４：我が国の周辺海域に賦存が期待されるエネルギー・鉱物資源（東京大学 浦辺教授作成）

２－２．離島が果たす役割

我が国は、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島のほか、海上に展開する 6,000 余の島々（以下「離島」と言います。）で構成されています。これら離島は、国連海洋法条約に基づき、我が国が領海において主権を行使し、また、排他的経済水域等において海洋資源の開発等に関する主権的権利を行使するための重要な根拠となっています。これら離島が広く海上に展開する結果、我が国は既に、国土面積の約 12 倍に及ぶ世界有数の管轄海域（領海と排他的経済水域）を有するに至っています。国土面積をはるかに超える広大な管轄海域は、今後の我が国の発展及び存続の基盤として、重要性がさらに高まっています。

多様な海洋資源の利用に当たり、広く海上に展開する離島は、その利用を支え、促進する基盤となるべきものと期待されます。さらに、離島には航行支援施設や気象・海象観測施設が設置されるなど、海洋における安全を確保し、地球環境をモニターするための基盤ともなっています。

一方、広大な管轄海域を利用するのみならず、海洋環境を適切な状態に保全することは、人類の存続のためにも我が国に課せられた義務です。特に離島周辺海域は浅海域を形成することに加え、陸域とも関連し、多様な生物の生息・生育の場を形成するなど、広大な海洋の中にあって、生物多様性の確保等の観点からも極めて重要な海域となっています。さらに、長い人間と海との関わりの中で、歴史や伝統を形成している島も存在します。

このように、我が国が領海や排他的経済水域等において、適切な権利の行使及び義務の履行を通じて海洋を管理するに当たり、離島は重要な地位を占めることから、これら離島の役割を明確にするとともに、関係府省の連携の下、離島の保全及び管理を的確に行うため、平成21年12月、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部は、海洋基本計画に基づき「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（以下「離島の基本方針」と言います。）を策定しました。

それまでの離島に関わる施策は、主として、島民の生活の安定及び福祉の向上、産業の振興等を目的とする施策であり、これらの施策を今後とも推進すべきことは当然です。一方、離島の基本方針は、海洋基本法及び海洋基本計画を踏まえ、海洋から見た視点、海洋を管理する視点に基づき策定されました。言い換えれば、排他的経済水域といった海洋の管理を推進するに当たり、離島がどのような役割や重要性を持ち、それを適切に発揮するためにどのような施策を推進するべきか、という観点から策定されたものです。

離島の基本方針では、このような海洋から見た視点に立って、離島の役割や重要性と、その発揮に向けた施策の基本的な考え方について、以下の 3 点に集約しています。

① 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる役割
② 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点としての役割
③ 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承する役割

上記３つの役割毎に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に位置付けられた施策を以下に示します。

（１）海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理に関する施策

我が国の領海及び排他的経済水域の外縁は、大部分が離島の低潮線を根拠としていることから、領海及び排他的経済水域の根拠となる離島、特に、我が国の外縁に位置する離島について、適切に保全し、管理することが不可欠となります。このため、我が国の排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、以下の施策を推進していきます。

コラム：排他的経済水域の外縁を根拠づける離島

我が国の排他的経済水域の外縁を根拠づける離島のイメージは下図のとおりです。

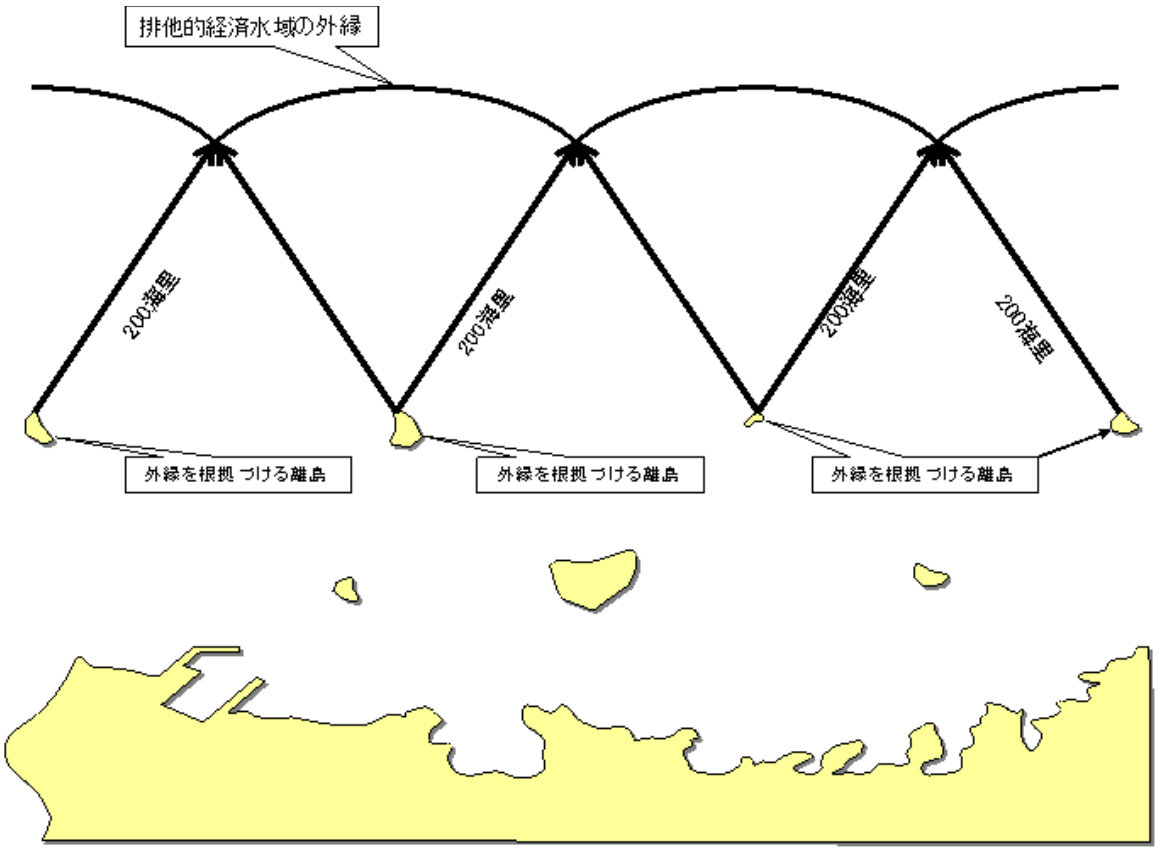

図：外縁を根拠付ける離島のイメージ（総合海洋政策本部事務局作成）

①　状況把握・データ収集

領海及び排他的経済水域の範囲を決定する基線を構成する離島及び低潮高地について、三角点や水路測量標の設置等によりその位置、形状等の基本的な情報を把握します。

また、その情報把握にあたっては、近年の調査技術の進捗により、これまで確認されていなかったような低潮高地を発見することが可能となっています。従って、海域の重要性等を考慮しつつ最新技術を用いた低潮線の調査（図５参照）を実施し、迅速に情報の更新を行うとともに、調査結果を基に関係する海図への反映を行います。

さらに、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、国公有地の状況等土地の保有・登記状況、当該離島及び周辺海域の利用状況、自然環境の状況、歴史的経緯等に関する調査を行い、基礎的なデータの収集、集積を行います。

図５：低潮線調査の例（航空レーザー測量）（海上保安庁資料）

②　離島及び周辺海域における監視の強化

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島及び低潮高地について、人工衛星画像や空中写真の周期的な撮影及び利用、関係府省及び関係機関が行う様々な海洋における活動に併せ、監視・把握の強化に努めます。その際、必要に応じ、関係地方公共団体等の協力も得ながら、一層の状況把握に努めます。

また、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島等を適切に管理する観点から、その周辺海域における海洋の秩序を維持し、我が国の権益を確保するため、巡視船等による監視・警戒の強化を図ります（写真１参照）。

写真１：離島周辺海域の監視（海上保安庁資料）

③　低潮線を変更させるような行為の規制等の推進

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の基線を含む一定の区域について、国による取得を可能な限り促進するとともに、国有財産としての管理を行うための方策の検討に取り組みます。

また、排他的経済水域を決定する基線を含む一定の区域について、不当な占有や低潮線を変更させるような掘削による損壊等を規制する措置を講じるとともに、継続的な状況の監視や把握を通じて、波浪による侵食等に対応すべきと判断される場合には、状況に応じて、適切にその保全に取り組みます。

④　離島の保全のための関係府省による情報共有・対応体制の構築等

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、得られたデータ及び把握した状況の共有を行うとともに、侵食の進行、地震や火山噴火の発生その他の緊急時への対応を迅速に行うための体制を構築します。

また、保全措置の円滑な実施のため、人員や物資等の輸送機能を確保します。

⑤　離島の名称の適切な管理

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに、国民の理解に資するため、それら離島に付されている名称を確認し、名称が不明確な場合には関係機関協議の上、名称を決定し付します。あわせて地図・海図等に明示し、統一した名称の活用を図ります。

（２）海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理に関する施策

海洋に関わる活動を支援・促進するため、離島を活用し、海洋資源の開発・利用に必要な拠点の整備、海上安全の確保等、以下の施策を推進していきます。

①　海洋資源の開発及び利用の支援

海上に広く展開する離島により構成される我が国周辺海域には、メタンハイドレート等のエネルギー資源、海底熱水鉱床等の鉱物資源が存在することが近年明らかになり、我が国にとって貴重な国産資源となることが期待されています。平成２１年３月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき、離島の活用可能性についても念頭におきつつ、関係省庁等の関係機関及び民間企業が一体となって海洋資源の開発を推進します。

また、離島周辺はその地形的特性等のため良好な漁場を形成していますが、漁場の維持増進を図り、もって水産資源の持続的利用を促進するため、漁場環境の保全・再生に資する藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理、漁場の造成、漁場の開発に資する漁港の整備を推進します。

さらに、周囲を海洋に囲まれている、様々な気象・海象条件を有している、多種多様な海洋生物が生息・生育している、水質が良好である等の離島の特性を生かした、様々な調査研究の実験フィールド等としての活用を推進します。

②　遠隔に位置する離島における活動拠点の整備

海洋における諸活動が、本土から遠く離れた海域でも安全かつ効率的に行えるよう、遠隔に位置する離島における活動拠点について、海洋における諸活動の状況、活動拠点の必要性、ニーズ、活動拠点の整備による海洋における諸活動に与える効果等の所要の調査を行い、その結果を踏まえて、燃料や物資の輸送や補給、荒天時の待避等が可能な活動拠点の整備を推進します。

③　海洋の安全の確保

我が国は世界有数の海運国、漁業国であり、我が国周辺海域では様々な目的を持つ多数の船舶が航行しています。しかし、我が国は、アジアモンスーン地帯に位置し台風の常襲地帯であるほか、世界有数の地震国・火山国であるなど、様々な自然の脅威にさらされています。

このため、海上交通の安全の確保を図る観点から、海上交通や海上利用の状況を把握した上で、必要に応じて灯台等の航路標識を整備し、機能の向上を図るとともに、適切な管理等を行います。さらに、気象、海象の急変等に伴う船舶航行上の危難を回避するため、船舶が安全に避難するための港湾等の整備を推進します。あわせて、周辺海域における海難事故や不審船の発見等に関しては、巡視船等による監視・警戒体制の強化を促進するとともに、海上犯罪の予防・取締りや海難救助体制の強化を図ります。

また、離島住民や漁業者等による海難救助活動や情報提供は、人命の保全や犯罪の防止に大きな効果を有していることから、これらの活動に対する住民等への協力依頼等の普及啓発、情報提供等を通じて、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号「118 番」の浸透及び着実な運用を図るとともに、住民等からの情報提供の促進等を図ります。さらに、これら海上交通の安全の基礎となり、また、海洋由来の災害に対応するための基礎となる気象予報等の防災対策を推進するため、気象・海象観測機能等について、その確認、維持管理、必要に応じて機能向上を図ります。

（３）海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統の継承に関する施策

離島の周辺海域は、広大な海洋の中にあって浅海域を形成しているほか、多様な生物の生息・生育の場として、海洋の生態系を支える重要な海域です。さらに、これらの海域の生態系は離島陸域の生態系とも相互に関連しており、離島が海洋により他の地域から隔絶されていること、離島の中には本土と地続きになったことがない、又は、本土から独立して長時間経過しているため固有の生態系を有するものも多い等の特

徴もこのような離島及び周辺海域の自然環境を形成する一助となっています。

さらに、離島の中には古来より航海における目印として、また、海に関わる神聖なものなどとして、人々に認識されているものもあり、それらは様々な形で今日まで伝わっています。これらを含め、人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統、景観について、適切に評価し、後世に残していく必要があります。

このため、以下の施策を推進していきます。

コラム：小笠原国立公園における海域の公園区域の拡張、及び海中公園地区の指定

小笠原国立公園は東京の南方約 1,000km に位置し、父島、母島、聟島の三列島からなる小笠原群島、硫黄列島及び周辺孤立島で構成される、昭和 47 年 10 月に国立公園に指定された公園です。この小笠原国立公園は多くの固有種からなる独特の生態系が見られるとともに、サンゴ礁や熱帯魚、鯨類等が見られる海域も大きな特徴となっています。

この小笠原国立公園については、平成 21 年度に、昭和 47 年以来初めて、国立公園区域及び国立公園計画の全般的な見直しを行いました。小笠原の生態系等の保全及び適正な利用を図るため、陸域について保護の強化を図るとともに、海域についても旧計画では沖合 1km であった国立公園区域の範囲を沖合 5km（一部は沖合 2km）に拡張しました。これによって、海域の公園面積は約 2 万 ha から約 12 万 ha にまで拡大されました。また、海中公園地区は 7 箇所を追加し、その面積は 1.75 倍の 780ha となりました。

写真：小笠原国立公園（南島と父島）（環境省資料）

①　状況把握・データ収集

離島及び周辺海域の抱える生態系の特性に応じ、自然環境の状況を把握すべき地域において、自然環境の状況の調査、モニタリングを適切に行います。この際、陸域の固有種や希少種等のみならず、海洋生物は陸上からの栄養塩に依存しているなど、海域の生態系と陸域の生態系は密接に関連することから、海域と陸域にまたがる生態系の全体像の把握に努めます。

歴史や伝統については、人々の生活様式の変化等に伴い失われるおそれが高いため、様々な資料や伝承の調査等により、その把握に努めます。

②　海洋保護区の設定等による保全・管理の推進

離島及び周辺海域の生態系の状況を踏まえ、漁業資源の持続可能な利用を確保しつつ、各離島及び周辺海域の豊かな生物多様性が将来にわたって保全される状況の確保を目指し、必要な野生生物の保護増殖を実施するとともに、それらを含む島しょ生態系の保全・管理施策を実施します。

このため、自然公園法、鳥獣保護法等に基づく各種保護区域等の充実や文化財保護法に基づく天然記念物等の適切な保護を図るほか、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を推進することにより、離島及び周辺海域の自然環境の保全・管理を一体的に推進します。特に、自然公園法及び自然環境保全法の改正により創設された海域公園地区・海域特別地区は、従前の海中公園地区・海中特別地区に加え、生物多様性の保全上重要である干潟や岩礁域等の保護措置を講ずることを可能とするものであるため、早急にその指定を推進します。

また、生息数の増加等により生態系に影響を与える種への対策や保護上重要な地域における外来種・適正な管理が行われない飼養動物等の侵入防止･駆除･防除の強化、固有種をはじめとする希少な野生動植物種の保護増殖を図ることで、脆弱な離島とその周辺海域の自然環境の保全を図ります。

③　離島における自然環境保全の取組の推進

離島の開発等を行う際には、各々の離島の特性に応じて、自然環境への影響を回避・低減するよう努めるとともに、離島の土地利用の変化や移入種の生息に伴う裸地化等に起因する土砂等の流出、生活排水の流出等に伴う海域の汚染に対する対策を講じます。

離島周辺海域の藻場・干潟・サンゴ礁等は、魚類をはじめとする多様な生物の生息・生育の場であり、良好な海洋環境

写真２：豊かな自然環境が残る離島
（福江島（長崎県））（国土交通省資料）

の維持に資することから、漁業者や地域住民等により行われる藻場・干潟・サンゴ礁等の維持管理等の取組を推進するとともに、海域への土砂流出の防止対策や栄養塩類等の供給・濁水の緩和等に寄与する森林の管理、整備及び保全を推進します。

さらに、離島の良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼし、海岸保全施設への影響等が懸念される漂流・漂着ゴミ対策を推進します。

④　文化財の保護の推進

人と海との長い関わりの中で形成された歴史や伝統、景観について、文化財保護法に基づく重要無形民俗文化財や名勝等の保護の推進を図るとともに、様々な手段により記録として残す等の措置により、これらの価値を広く周知するとともに、後世に継承するための措置を推進します。

写真３：海女が潜る場所の目印として、浜辺にケルンが積み上げられ、人と海との関わりを示す景観（舳倉島（へぐらじま）（石川県））（国土交通省資料）

２－３．排他的経済水域等の保全と利用のために

平成 21 年 12 月に策定された離島の基本方針に基づき、排他的経済水域等の根拠となる離島を保全・管理し、排他的経済水域等の保全と利用を促進していくためには、排他的経済水域等が安定的に保持されていること、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動のための環境が整備されていることが重要になります。この両者については、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動のための環境整備を行うにはこれらの活動の場である排他的経済水域等が安定的に保持されているか否かが重要な要素となる一方、これらの活動のための環境が整備されることにより、排他的経済水域等の基礎となる低潮線の周辺の状況等についてより詳細な調査を行うことが可能となり、その結果を踏まえたより効果的な保全の方策を見つけることが可能となることが期待される、という関係にあります。

このように「排他的経済水域等の保全及び利用の促進」「排他的経済水域等の安定的な保持」「排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動のための環境整備」については相互に関係する一体不可分のものであり、これらに係る措置、施策等を関係者が協働して総合的かつ計画的に行うことは我が国の経済社会活動の健全な発展及び国民生活の安定向上に大いに寄与するものです。

しかしながら、排他的経済水域等が安定的に保持されているかの観点から我が国の現状を見れば、海岸法その他の公物管理法に基づく区域の指定により、自然侵食に対する保全や、人為的な損壊行為に対する行為規制等、実態として低潮線の保全にも資する措置が講じられてきた個所もありますが、各公物管理法による措置は、あくまでそれぞれの法目的を達成するため行われており、排他的経済水域等の保全の観点からこれらの基礎となる低潮線の全てを対象として人為的な損壊からの保全措置を行うものではありません。従って、このような既存の法体系において保全がなされていない低潮線を人為的な損壊行為から保全するための制度を緊急に整備する必要があります。

また、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動のための環境が整備されているかとの観点から我が国の現状を見れば、海域の近傍における活動の拠点施設、とりわけ移動及び物資の輸送を支える港湾の施設の有無が重要となりますが、遠隔に位置する離島については、このような活動の拠点となる施設は十分整備されておらず、活動する場合においても遠く離れた他の離島までの移動を余儀なくされる等、特に我が国本土から遠隔にある排他的経済水域等における利用活動の実施が困難となっています。

このように、我が国本土から遠隔に位置し、周辺に天然資源が存在し、あるいは存在する可能性があって、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であるものの、周辺に公共施設が整備されていないこと等が活動の制約となっているとして、国によりこれらの活動の拠点となる施設整備を図ることが特に必要な離島において、泊地、岸壁その他の港湾の施設を建設、改良及び管理することを通じ、当該離島の活動の拠点化を推進し、我が国の排他的経済水域等の利用を更に促進することが必要です。

このような状況を踏まえ、排他的経済水域等の保全及び利用を促進するため、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する仕組みを整えるとともに、加えて緊急に具体的な制度整備が求められている「我が国排他的経済水域等の基礎となる低潮線の保全のための行為規制」及び「特定の離島を拠点とした港湾施設の建設等」に関する所要の制度を整備し、政府として排他的経済水域等の保全及び利用の促進に関する取組の一層の推進を図るため、平成 22 年 5 月 26 日に「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」と言います。）が成立しました。

低潮線保全法の概要は次のとおりです。

（１）政府による基本計画の策定及び推進

① 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下を内容とする基本計画を定める。基本計画の案は、内閣総理大臣が作成し、閣議で決定する。

一 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
二 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項
三 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項
四 拠点施設の整備等の内容に関する事項
五 その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

② 国は、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講じる。

（２）低潮線保全区域の指定及び同区域における行為の規制

① 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域（海底及びその下を含む。）を「低潮線保全区域」として政令で定める。

② 低潮線保全区域内において、以下に掲げる行為を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 海底の掘削又は切土
二 土砂の採取
三 施設又は工作物の新設又は改築
四 その他低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為

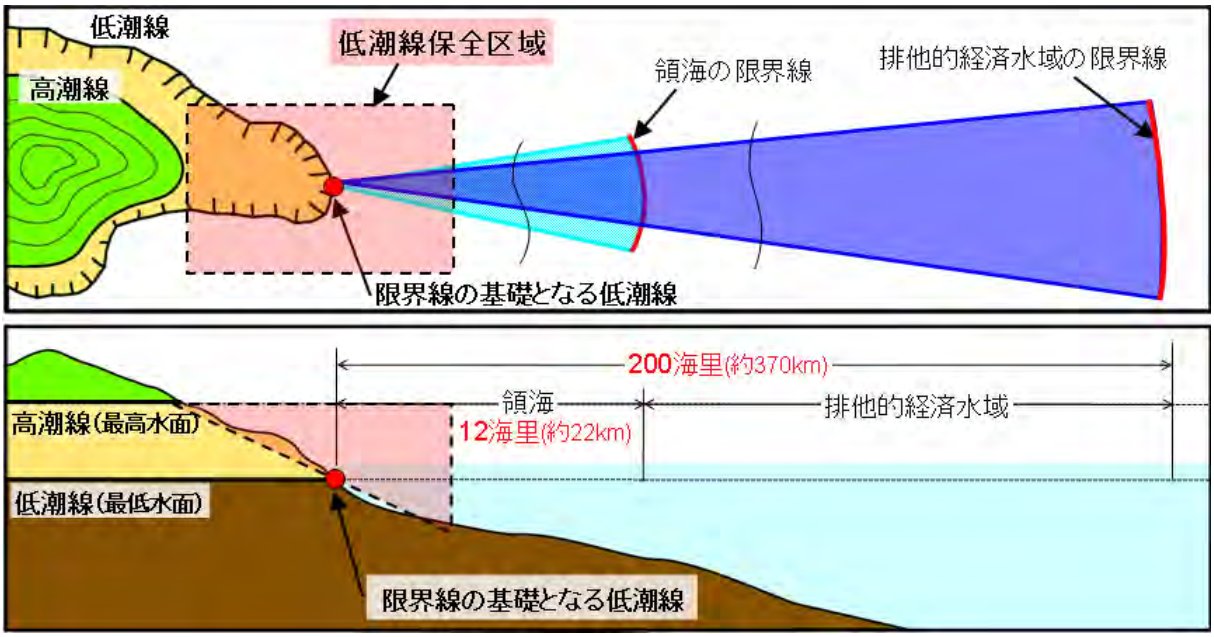

図６：低潮線保全区域のイメージ（総合海洋政策本部事務局作成）

（３）特定離島港湾施設の建設等及び当該施設の存する水域の占用許可等の管理

① 本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況、周辺も含めて港湾が存在しない等の状況を踏まえ、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものを「特定離島」として政令で定める。

② 国土交通大臣が、泊地、岸壁その他の港湾の施設であって、基本計画において拠点施設としてその整備、利用及び保全の内容に関する事項が定められたもの（特定離島港湾施設）の建設、改良及び管理を行う。

③ 特定離島港湾区域（特定離島港湾施設の存する港湾における水域）において、以下の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 水域の占用
二 土砂の採取
三 その他港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

（４）罰則

低潮線保全区域内又は特定離島港湾区域内において、許可を受けないで禁止行為を行った者等に対する罰則を設ける。

今後「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」に基づき、特定離島港湾施設の建設を進め、排他的経済水域等の保全及び利用の拠点を整備していきます。なお、特定離島については、当面、南鳥島、沖ノ鳥島を指定することを予定しています。平成 22 年度においては、南鳥島における港湾の施設の新規着工、沖ノ鳥島における港湾整備に向けた現地測量調査等を実施します。

図７：特定離島のイメージ（南鳥島）（総合海洋政策本部事務局作成）

３．海洋のさらなる保全と利用に向けて

３－１．大陸棚の延長

海域区分の一つに大陸棚があり、排他的経済水域と同様に我が国にとって極めて重要な海域であること、そして、この貴重な大陸棚の範囲を延長できることを第１節及び第２節で紹介しました。ここでは、我が国における大陸棚の延長の取り組みについて紹介します。

なお、大陸棚には水面及び水中の部分は含まれず、海底及びその下が大陸棚になります。

（１）大陸棚の範囲

国連海洋法条約では、海洋資源の管轄海域として沿岸国の 200 海里までの海底及びその下を大陸棚と規定しています。そして、海底が地形・地質的に領土の自然延長である場合には 200 海里を超えて大陸棚を設定することが可能であると規定しています。大陸棚を 200 海里を超えた海域に設定するためには、地形・地質等の大陸棚の限界に関する情報を、条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、審査を受ける必要があります。

国連海洋法条約における 200 海里を超えて設定する大陸棚に関する規定は、次のとおりです（図８参照）。

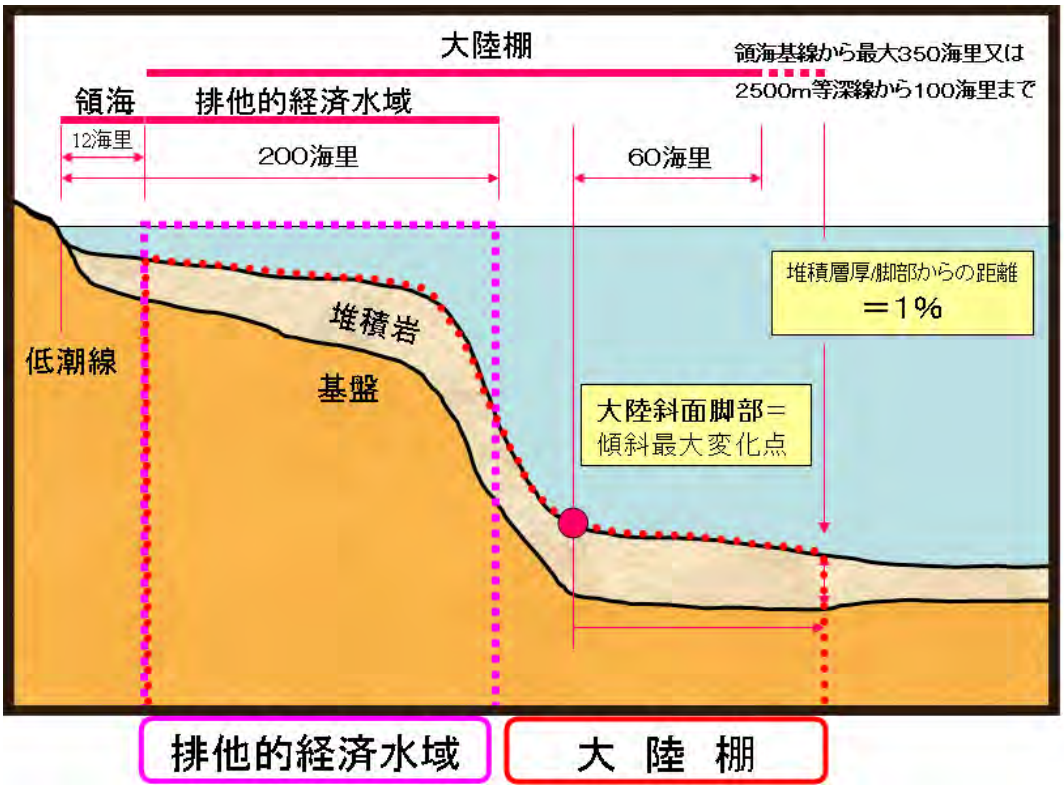

図８：大陸棚の定義（総合海洋政策本部事務局作成）

国連海洋法条約（大陸棚の定義に関する部分の抜粋）

第７６条 大陸棚の定義

４（ａ）この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の一パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて７の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から六十海里を超えない点を用いて７の規定に従って引いた線

（ｂ）大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

５　４（ａ）の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超え又は二千五百メートル等深線(二千五百メートルの水深を結ぶ線をいう。）から百海里を超えてはならない。

８　沿岸国は（中略）大陸棚の限界に関する情報を（中略）大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

（２）我が国の準備

昭和 58 年から海上保安庁が実施してきた大陸棚調査により、大陸棚の延長の可能性がある海域が明らかになりました。その後、平成 14 年 6 月に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」、平成 15 年 12 月に「大陸棚調査対策室」を内閣官房に設置し、政府一体となった取組を実施してきました。

平成 16 年度予算で大陸棚予算の大幅増額が認められ、本格調査を開始しました。これに先立ち、平成 15 年度補正予算で調査の準備を開始しました（平成 15 年度（補正）から平成 20 年度までの総計で、約 522 億円。）。

平成 16 年 8 月、関係省庁連絡会議が決定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、内閣官房の総合調整の下、外務省、文部科学省、経済産業省、海上保安庁その他の関係省庁 が連携して、海域での調査、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する情報の作成、国際情報の収集等を実施しました。

（３）提出する大陸棚の限界の決定

海域での調査は平成 20 年 6 月に完了し、同年 10 月、総合海洋政策本部において、我が国が「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する大陸棚の限界（延長の範囲）が決定されました。決定された大陸棚の限界は、図 9 のとおりで、延長大陸棚の合計面積は約 74 万㎢（国土面積約 38 万㎢の約 2 倍）になります。

（４）「大陸棚の限界に関する委員会」への提出と審査

提出文書は、平成 20 年 11 月に国連事務局で受理されました。平成 21 年 3 月に委員会の全体会合において説明が行われ、平成 21 年 9 月には我が国申請に関する小委員会が設置され，審査が開始されました。今後 2 年程度かけて審査が行われると予想されますが、これからも関係省庁が緊密に連携・協力しながら対応していくこととしています。

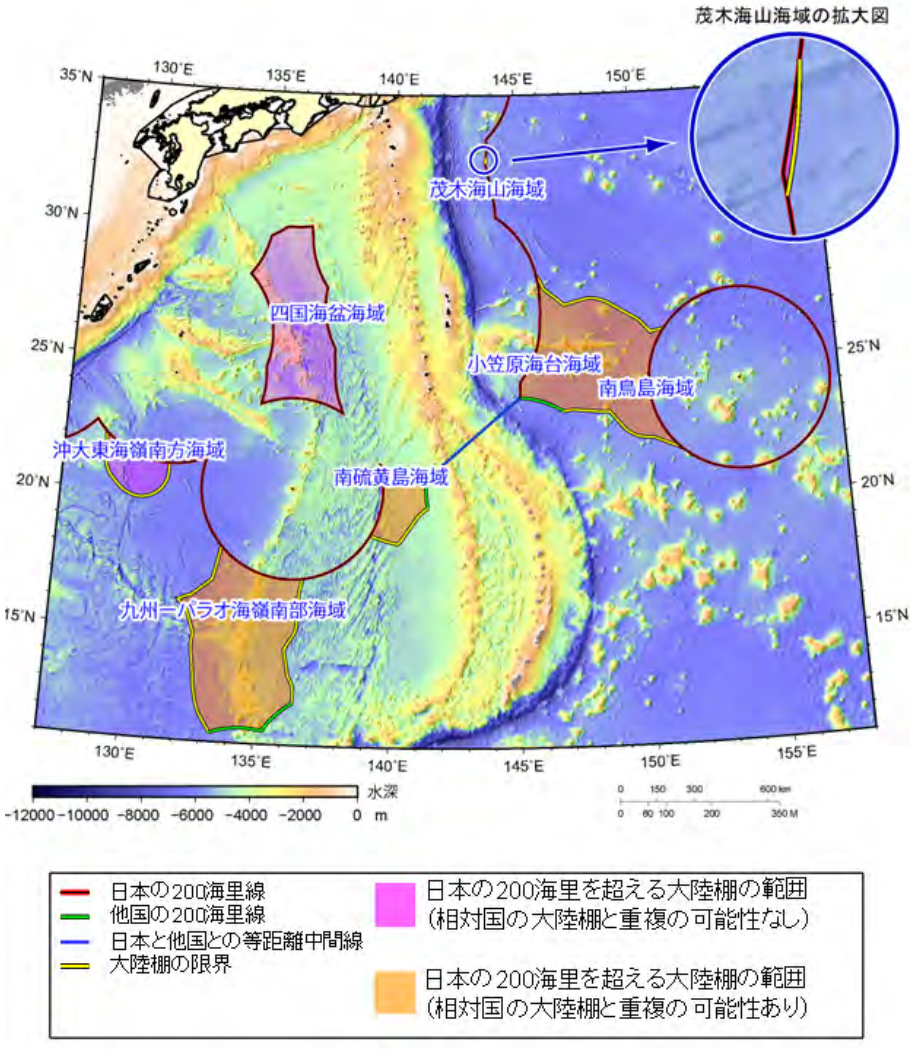

オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が**必要に応じ、**協議の上、延長された**大陸棚の境界画定を行う**必要がある。

図９：申請された大陸棚の限界（総合海洋政策本部事務局作成）

３－２．排他的経済水域等のさらなる保全と利用に向けて

海洋基本法そして海洋基本計画に基づき平成21年12月に策定された離島の基本方針に位置付けられた施策のうち、排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全と排他的経済水域等の利用する際の拠点の整備について、既述のとおり新たな法制度が立ちあがることになりました。しかし、排他的経済水域等の保全及び利用を促進していくためには、さらなる措置を講じていく必要があります。

排他的経済水域等の開発、利用、保全に関し、海洋基本法では、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等を推進するとともに「排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。」としています。これを踏まえ、海洋基本計画では、「排他的経済水域等における権益を確保するため、探査、開発等についての管轄権を適切に行使するための監視・取締体制を整備・強化する必要がある。このため、巡視船艇、艦艇、航空機等の適切な代替整備や要員確保を行うとともに関係機関の連携を強化する。また、同水域における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。」としています。排他的経済水域等のさらなる保全と利用に向けて、この点についても、制度面を含め早急に対応していく必要があります。

また、排他的経済水域等を保全し利用していくためには、その開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」と言います。）の活躍が不可欠となります。

海洋基本法では、「海洋産業については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。」とし、「海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。」としています。

海運業、水産業、造船業・舶用工業等の既存の海洋産業の振興は当然のことながら、我が国の豊富な海洋資源や多様で広大な海洋空間をいかした新たな海洋産業の育成にも積極的に取り組むことが重要です。このため、様々な産業における海洋利用を促進するための技術開発の推進に加え、海洋関連技術や情報の活用の利便性向上を図り、産学官が連携して、イノベーション・システムを構築し、これらの関係者による明確な目標の設定、調査・研究・開発から実用化に至る積極的な計画づくり等を促進していく必要があります。

平成 19 年海洋基本法の制定により、排他的経済水域等を含む海洋の保全と利用に関する施策は大きく動き出しました。しかし、我が国の海洋関連施策はまだ途半ばであり、関係省庁をあげて海洋関連施策に重点を置き、引き続き必要な検討を進め、具体的な施策として実現していくこととしております。

第２部　海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第２部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき 12 の基本的施策について、平成 21 年度以降に実施した施策をそれぞれ報告します。

１　海洋資源の開発及び利用の推進

（１）水産資源の保存管理

○水産資源の保存管理措置の充実を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種やマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、水産資源評価・予測精度の向上を図るため、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。

○緊急に資源回復が必要な魚種等に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、資源の合理的利用方策の検討に支援を行いました。

○栽培漁業等の「つくり育てる漁業」の推進を図るため、種苗の安定供給や放流技術の開発に加えクロマグロやウナギの種苗生産技術の開発等を実施しました。

○周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進しました。

○密漁等の違反防止を図るため、関係省庁間及び都道府県との連携を強化して、効果的・効率的な漁船の監視・取締りを行いました。

○排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の本格的な実施とともに、藻場・干潟の造成・保全や資源管理及びつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進しました。

○漁業者が中心となって行う環境・生態系保全活動を支援するため、漁業者や地域住民等による藻場・干潟等の維持管理等の支援を行う新たな交付金制度を創設しました。

（２）エネルギー・鉱物資源の開発の推進

○我が国の排他的経済水域等に賦存するメタンハイドレートや海底熱水鉱床等の開発のため、平成21年3月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が総合海洋政策本部で了承されました。本計画の平成21年度における主な成果は以下のとお

りです。

・石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」を用いて、三陸沖北西海域、磐城沖海域、八重山南方海域、宮崎沖南部海域、対馬南西海域の5海域（三次元物理探査3,985km²、二次元物理探査2,870km、総調査日数250日間）のデータを取得しました。

・メタンハイドレートに関しては、フェーズ1（平成13～20年度）の成果・評価を踏まえ、フェーズ2（平成21～27年度）として、静岡県から和歌山県の沖合海域（東部南海トラフ海域）の水深1,000m程度での海洋産出試験の実施地点候補の選定、実施期間、掘削する井戸本数等を検討し基本計画を策定するとともに、掘削技術、生産技術、環境評価技術等の現場適応のための研究を実施しました。また、メタンハイドレートが海底下地層中に存在することを示唆する指標であるBSR（Bottom Simulating Reflector：海底擬似反射面）について、近年調査・取得したデータの追加・再解析を行い、その結果を新たなBSR分布図として公表しました。

・海底熱水鉱床に関しては、海底熱水鉱床の有望地域である伊豆・小笠原海域及び沖縄海域において、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を用いて、資源量の把握、環境影響評価、採鉱システムや選鉱・製錬技術の基礎的な検討を実施しました。資源量の把握について、当該海域の2地域における深度700m～1,600mの海底で合計37地点のボーリング調査を行い、海底熱水鉱床の鉱石を含むコア試料の採取に成功しました。環境影響評価については、生物生息状況などの環境基本データを取得するとともに、採鉱に伴う環境影響予測のための環境予測モデルの開発検討や遺伝子解析などの環境保全策の検討を進めました。採鉱システムの検討では、水深1,000m以上の海底から鉱石を掘削し、海上まで輸送する技術開発を検討するため、採掘機器や鉱石を海上までパイプ輸送する揚鉱方法の基礎的な調査研究を行うとともに、海底熱水鉱床からの有用金属の分離・精製プロセスの改良・最適化の検討を行いました。

・コバルトリッチクラストに関しては、「第2白嶺丸」により、南鳥島周辺の排他的経済水域及び公海域において、深海用ボーリングマシンによるクラスト賦存状況調査を実施しました。また、深海底カメラ（FDC）による海底観察やマルチプル・コアラにより海底底質物を採取し、環境影響評価のための環境ベースライン調査を実施しました。

○洋上風力発電に関しては、必要となる風況・海象状況の観測に必要な装置の設置に着手するとともに、洋上風力に関する環境影響評価手法の検討に着手しました。

２　海洋環境の保全等

（１）生物多様性の確保等のための取組

○生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定しました。本戦略では、中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）を新たに設定するとともに、海洋の保全・再生の強化を含む、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の日本開催を踏まえた国内外の施策を充実・強化しました。

○海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理を行いました。また、海洋生物多様性保全戦略の策定に向けて、我が国の海洋における生物多様性に係る保全政策の現状や課題、及び生物多様性保全上重要な海域や海洋生物について、専門家へのヒアリングを行い情報を収集しました。

○アホウドリ、ウミガラス等海鳥の保護増殖事業を実施するとともに、海鳥の集団殖地等の鳥獣保護区の指定・管理を適切に実施しました。特に、アホウドリに関しては、伊豆諸島鳥島において繁殖状況調査及び衛星による行動追跡を実施しました。

○平成22年4月27日、サンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するための「サンゴ礁生態系保全行動計画」を策定しました。また、東アジアを中心とした地域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けて、第５回国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）東アジア地域会合を開催し、関係各国と検討を進めました。

○多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな「里海」の創生に係る情報の共有・発信のため、里海ネットを構築しました。

○自然公園法及び自然環境保全法が平成21年第171回国会において改正され、海中から陸域まで連続した海域景観や自然環境の保全を図るため、従来の海中景観等を保全対象とした「海中公園地区」・「海中特別地区」制度に代えて、海上の景観等を含めた「海域公園地区」・「海域特別地区」制度が新たに設けられ、平成22年4月より施行されました。

○小笠原国立公園においては、海域の公園区域を拡張するとともに、海中公園地区を新たに指定しました。

○海域の生物多様性の確保や自然景観の保全等のための海洋保護区の設定に向けた論点の整理等を踏まえ、内閣官房及び関係各省との連携の下、海洋保護区の設定の在り方についての検討会を設置し、検討を進めています。

（２）環境負荷の低減のための取組

○環境基準の設定されている海域全体の水質は、有機汚濁の代表的な指標である化

学的酸素要求量（COD）で見るとほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、東京湾が環境基準達成率70%を回復したが、伊勢湾、大阪湾については70%を下回る状況が続いています。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。

・人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減が実施されています。平成21年度は、第６次水質総量削減を着実に実施するとともに、今後閉鎖性海域において更なる水環境改善施策を展開するため、新たな水質目標を提案し水環境改善に向けたロードマップを明らかにする「閉鎖性海域中長期ビジョン」を策定しました。また、第７次水質総量削減の在り方について検討を進めました。

・閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。

○中国の国民経済・社会発展第12次5カ年計画（2011年）における窒素・りん等の水質総量削減の実施に向けた日中共同研究レポートを取りまとめるため、検討を進めています。

○近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着ゴミ問題については、特に次の取組を進めました（トピックス（７）参照)。

・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が平成21年第171回国会において成立し、基本方針の策定等を進めて同法の執行に努めているところです。

・都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業等に対する支援を行いました。

・漂流・漂着ゴミの被害が著しいモデル地域を対象として詳細な調査を実施し、漂流・漂着ゴミの実態を把握するとともに、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法や今後の対策のあり方の検討を行いました。また、漂流・漂着ゴミのモニタリング実施に当たっての課題等を整理し、地域の関係者との連携による漂着ゴミの状況把握手法について整理しました。

・漁網、発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、漁業活動中の漂流物の回収に対する支援を行いました。

・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の枠組の下で、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン及び海洋ゴミ管理に関するワークショップを実施しました。

○船舶等からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出及び排出ガスの放出等について

の規制により海洋汚染等を防止することを目的としたMARPOL条約附属書Ⅰ（油による汚染の防止のための規則）及び附属書Ⅵ（船舶による大気汚染防止のための規則）の改正が、今般、国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において採択されたことから、これに対応するため、我が国の国内法を改正する「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」が平成22年5月12日に成立しました。

○油流出事故に関する脆弱沿岸環境図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、基礎的データの情報収集等を順次実施しました。また、有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図については平成22年度中の公表を目指して作成を進めています。

（３）海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進

○NOWPAP等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめています。

○水質総量削減の効果を把握するため、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の陸域から発生するCOD、窒素、りんを把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。

○東京湾から房総沖の7測点において、陸域からの汚染及び廃棄物の投入処分に由来する汚染による水質・底質への影響や海洋生物に蓄積される汚染物質の濃度等について調査し、海洋の汚染状況の把握を行いました。

○海洋における二酸化炭素の吸収・放出量を全球規模で把握するため、小型漂流ブイに搭載可能な二酸化炭素分圧センサーの研究開発を実施しました。また、海洋研究開発機構では、海洋地球研究船「みらい」等により、急激な環境変化が起きている北極海での水温・塩分・生物地球化学データ等を取得し、これらのデータを用い、海氷減少に伴う太平洋側北極海の生物活動の増加に関する研究等を実施しました。

○地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレーター」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進しました。

３　排他的経済水域等の開発等の推進

（１）排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

○平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた協議の実施を働きかけてきました。平成21年夏には白樺ガ

ス田において確認された中国船側の動向について、将来の開発の準備のための一部資材が含まれているのであれば問題であるため、信頼を損なうような行為を取らないよう強く申し入れてきました。また、平成22年1月の日中外相会談において、岡田大臣から、今後、万一、合意に反するようなことがあれば、日本として然るべき措置をとることとなる旨述べました。

○国連海洋法条約に基づき、我が国が平成20年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」（以下、「委員会」。全21名）に提出した延長大陸棚に関する情報に関しては、平成21年9月に我が国の提出情報を審査する小委員会（委員7名から構成）が設置され、本格的な審査が開始されました。今後小委員会の審査には2年程度かかると見込まれます（特集３．３－１．参照）。

（２）海洋資源の計画的な開発等の推進

○水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を見直し、漁獲可能量（TAC）の設定・配分、漁獲努力可能量（TAE）の設定等保存・管理を計画的に推進しました。また、「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に取り組みました。

４　海上輸送の確保

（１）外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保

○トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定について、新たに1社から申請があり、基本方針に照らして必要な審査を行った結果、認定基準を満たしていることから認定いたしました。これにより、平成21年3月に認定した10社と合わせ、トン数標準税制の適用を受ける事業者は11社となりました。

（２）船員等の育成・確保

○国土交通省、海上保安庁をはじめ、海運、船員、造船・船用、海洋レジャー、船員教育、青少年育成、海事思想の各分野における海事関係団体をメンバーとする「海事産業の次世代人材育成推進会議」において「平成21年度行動計画」を策定し、構成メンバーが一丸となって海の大切さ・海事産業の重要性を広報するための事業を展開しました。

○平成20年7月に施行した改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成22年3月末現在190事業者からの計画を認定しました。

○海運事業者と求職者との就職面接会及び企業説明会とあわせ、操船シミュレーター等による船員の仕事体験、内航海運の実態等に関するDVDの上映、船員関係各種訓練・助成制度の説明など、船員という職業のPR等を実施する「海へのチャレンジフェア」を平成21年度は7箇所において開催しました。

（３）海上輸送拠点の整備

○釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化していくため、国際コンテナ戦略港湾検討委員会を設置し、そこでの議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾としての選定を検討する港湾を平成21年2月12日に公募しました。選定は平成22年6月頃を予定しています。

○資源・エネルギー・食糧等の国際バルク貨物の世界的な獲得競争が進展しているなか、大型船による一括大量輸送の拠点となる港湾の「選択」と「集中」によりこれら物資の安価かつ安定的な輸送を実現するため、平成21年12月15日に第１回国際バルク戦略港湾検討委員会を開催しました。国際バルク戦略港湾の選定については、公募を経て平成22年末頃を予定しています。

○輸出入・港湾関連手続の電子申請窓口を一本化した「シングルウィンドウ（府省共通ポータル）」について、既存の入出港届と係留施設使用許可申請に加え平成21年10月より新たに11の港湾管理者手続を追加し、船舶関係及び港湾施設使用関係手続について電子申請化を図りました。

（４）海上輸送の質の向上

○船員に関する労働安全政策の分野で蓄積された情報を有効に活用しつつ、外部の作業者が船舶内の特殊な環境下において工務・作業を行う際の事故や労働災害の防止等を図るため、海事関係者、作業関係者、行政等が連携して「船舶内工務・作業に関する事故防止対策検討委員会」を設置し、その第1回会合を平成21年9月8日に開催しました。本検討委員会は、作業現場への安全性（危険性）に関する情報の確実な伝達方の策定、船舶内作業に特化した安全確保マニュアルの整備などについて検討し、平成22年3月31日の第5回検討委員会において検討結果を取りまとめました。

○国際海事機関(IMO)による決議「バラスト水管理システムの承認に関するガイドライン(G8)」（MEPC.125(53)）の要求に適合することを確認した旨の証明書を、平成22年3月5日付けで1件交付しました。本証明書は、「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」（仮称・未発効）に規定するType Approval（型式承認）に相当するものであり、我が国で初めてG8ガイドラインに定める能力を証明された型式となります。

○平成22年3月に開催された国際海事機関（IMO）第60回海洋環境保護委員会（MPEC60）において、新造船の燃費性能をインデックス化する「エネルギー効

率設計指標（EEDI）」、既存船の効率的な運航を促す「船舶エネルギー効率管理計画（SEEMP）」等の強制化について、我が国が提案したMARPOL条約附属書VIの改正案が支持され、条約条文等の検討を開始しました。また、同委員会において、燃料油課金・排出量取引等の経済的手法（MBI）について、そのそれぞれの手法の実施可能性、海運への影響評価を行うための専門家会合の設置を合意しました。

５　海洋の安全の確保

（１）平和と安全の確保のための取組

○海賊に対する取締りについて、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が平成21年6月19日に成立（平成21年7月24日施行）しました。同法の下では、船舶の国籍を問わず護衛を行うことが可能となったことから、国土交通省海事局が外国船舶を含めて一元的に護衛のための申請を受け付け、日本関係船舶等を確実に護衛対象船舶に選定するとともに、国際貢献の観点から日本に関係のない外国の船舶も護衛対象に選定する役割を果たしています。

○平成21年3月13日に発令された海上警備行動に変わり、平成21年7月24日からは「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦（海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗）及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での船舶の護衛活動及び警戒監視活動が行われています。なお、平成22年1月24日には、100回の護衛を達成しました。

○国土交通省海事局では、見張りの増強など日本関係船舶の自主警備対策の徹底や船員の能力向上等、海賊対策能力の向上に資する船員向け教材を作成しました。

○平成21年9月、第4回「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合」が我が国の議長の下、ニューヨークで開催されました。参加国の大幅な増加、沿岸国に海賊被疑者の訴追費用等を支援するための国際信託基金や我が国が提案した周辺国の取締能力向上のための国際海事機関（IMO）マルチドナー基金の設立等の具体的進展がありました。

○平成16年7月の東京湾を皮切りに船舶自動識別装置（AIS）を活用した航行支援システムの運用を順次開始し、平成21年7月の南九州及び南西諸島沿岸海域での運用の開始により全国展開が完了しました。24時間体制で沿岸海域を航行するAIS搭載船舶の動静をリアルタイムに把握しながら、乗揚げ及び走描のおそれのある船舶へ注意喚起や各種安全情報の提供が行われることにより、一層の海上交通の安全を確保しています。

○平成21年10月、第十一管区海上保安本部の那覇航空基地に全国で6番目となる機動救難士制度が発足し、救助・救急体制の強化が図られました。機動救難士は、

ヘリコプターによる吊上げ救助技術や救急救命処理能力などを有し、海難や海上で負傷者が発生した場合にヘリコプターで現場に急行し、人命救助を行うことを任務としており、これまでに、函館、福岡、美保、鹿児島、関西空港に配置されています。

○平成21年10月27日から30日にかけて、シンガポールで開催された拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練に関係府省職員並びに、護衛艦1隻及び哨戒機2機が参加しました。

○SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、海上の人命の安全及び海洋環境の保護を図るため、人的資源等の拡充・強化により、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール実施体制を確保し、適切かつ確実に実施しました。

（２）海洋由来の自然災害への対応

○平成21年3月に国土交通大臣に答申された「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」に基づき、港湾における地球温暖化適応策のあり方を検討しました。

○東海地震・東南海地震の想定震源域に設置されたケーブル式常時海底地震観測システム（平成20年10月運用開始）等のデータについて、平成21年8月より緊急地震速報への活用が開始されました。これにより、当該地域周辺で発生した地震に対して、地震を検知するまでの時間短縮が図られ、緊急地震速報の発表までの時間が短縮されることが期待されます。

○沖合の波浪観測のため設置を進めているGPS波浪計について、平成21年度までに8基の観測データの公表と津波情報への活用を実施しました。平成22年2月には、新たに3基の観測データの公表を開始し、平成22年夏に3基の観測結果を津波情報へ活用できるよう、準備を進めています。

○平成22年2月27日にチリ中部沿岸で地震が発生した地震に伴い、翌28日には青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県に対し津波警報（大津波）が発表されました。関係機関では情報収集体制の強化、災害対策室の設置等の措置が取られ、沿岸部における自治体等による避難等の注意喚起等による国民への適切な情報提供、被害を最小限とするための対策が講じられました（トピックス（３）参照）。

○平成21年5月から10月にかけて、巨大地震発生帯である紀伊半島沖南海トラフにおいて、地球深部探査船「ちきゅう」がライザー掘削を行い、地震・津波の発生要因と考えられている巨大分岐断層等の試料及びデータの取得に成功しました。また、平成19年に当該探査船によって採取された掘削試料等を解析した結果、東南海・南海地震の発生帯である南海トラフで、地震・津波発生の原因となる分岐断層についてその起源とその全歴史を解明すると共に、当該分岐断層が今後の東南海・南海地震においても活動する可能性があることを明らかにしました（トピックス（６）参照）。

○平成21年8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震（M6.5）に伴い、震央に近い東海沖に測量船を派遣し、臨時の海底地殻変動観測を実施しました。その結果、この地震に伴う顕著な地殻変動が検出されてないことがわかり、その内容は地震調査委員会に報告されました。

６　海洋調査の推進

○海上保安庁により実施されている海底地形調査において、山口県萩市沖の海底では、活火山の「阿武火山群」による溶岩流や火口と考えられる凹地が多数発見され、海底での火山活動の詳しい様相が明らかとなりました。調査により得られた情報は、海上交通安全確保のための基礎資料となるほか、火山噴火予知のための基礎資料として活用されています。また、山口県西部の菊川断層帯が延長していると考えられる海域で、断層運動に由来すると思われる変動地形が発見されました。調査により得られた情報は、地震調査研究推進本部による活断層評価の資料としても活用されています。

○海上保安庁により平成20年から実施されている我が国の領海・排他的経済水域における海洋権益保全のための海洋調査において、沖縄本島北西沖の海底で、海底熱水鉱床の可能性が高い地形が発見されました。今後の海底鉱物資源開発が期待されています。

○その他政府関係機関により、水産資源管理、海底資源開発、地球温暖化対策、海上交通の安全、海底地震対策等各種の行政分野に応じて、海洋調査が実施されています。

○政府関係諸機関による各種の海洋調査の計画について、海洋調査の効果的・効率的な実施に資するよう、調査機関間での情報の共有を図りました。

○各機関等に分散している海洋情報を一元的に管理・提供する取組として、「海洋情報クリアリングハウス」が構築され、平成22年3月に一般向けの運用を開始しました（トピックス（１）参照）。

○海洋資源の探査・開発を加速するため、深海底鉱物資源探査専用船「第２白嶺丸」に代わる新たな海洋資源調査船の整備・導入（平成24年2月頃就航予定）が決定されました。新船は、我が国で初めてとなる、海底や地質の状況に応じて選択できる2種類の大型掘削装置等を搭載し、海底熱水鉱床開発等の商業化に不可欠な資源量探査、環境影響評価及び採鉱技術等の開発が効果的に行われることが期待されています。

○老朽化の著しい国立大学法人鹿児島大学練習船「かごしま丸」の代船建造（平成23年度末就航予定）が決定されました。新船は、「次世代型水産系練習船」をテーマに、電気推進方式等が採用されるとともに、音響資源調査システムなども装備され、船舶運航教育実習のほか、海洋観測実習による海洋調査の着実な推進が

期待されています。

7　海洋科学技術に関する研究開発の推進等

○競争的資金の充実、人材育成・確保、イノベーションの創出等を含め政府全体の科学技術関係経費の増額を図るとともに、第３期科学技術基本計画において国家基幹技術として推進されている「海洋地球観測探査システム」をはじめとした政策課題対応型研究開発を推進しています。同システムを構成する技術の一つとして、「次世代海洋探査技術」が戦略重点科学技術として選定されており、人類未踏のマントルへの到達や地殻内の有用生物の採取等を目指す地球深部探査船「ちきゅう」による「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」及び船舶等の従来の手段では調査が困難な海域・海象における調査観測や、大水深における重作業・精密作業が必要な調査観測を可能とする技術開発として「次世代型深海巡航探査機技術の開発」、「大深度高機能無人探査機技術の開発」を進めています。

○海溝型巨大地震発生メカニズムの解明を目指して、多国間国際共同プロジェクトである統合国際深海掘削計画（IODP）において我が国は主導的な役割を果たしており、地球深部探査船「ちきゅう」により東南海地震の想定震源地である紀伊半島沖南海トラフ（熊野灘）における深海掘削を推進しています。平成21年度においては、科学掘削としては世界初となるライザー掘削を実施し、巨大地震発生メカニズムの解明に資する海底下約1,500m以深の岩石資料を採取するとともに、各種物理計測によりデータの取得を行いました（トピックス（６）参照)。

○第３期科学技術基本計画において戦略重点科学技術として位置付けられている外洋上プラットフォーム研究開発については、安全性・経済性・環境影響の適切なバランスを図る設計技術の開発を推進するとともに、利活用に関する調査を行い、プラットフォームの試設計に必要となるデータベース構築等を実施しています。

○海底熱水鉱床等の未利用の海洋鉱物資源の開発に関しては、平成21年6月、科学技術・学術審議会海洋開発分科会において、広域で効率的に探査するために必要な探査機やセンサーの技術開発の内容等を「海洋鉱物資源の探査に関する技術開発のあり方について（中間取りまとめ)」として取りまとめました。また、「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発」により、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の探査技術に関する基盤技術の開発を実施しています。

○地球温暖化・エネルギー対策としては、メタンハイドレートの産出に関する技術開発、欧州において導入が進んでいる洋上風力発電に関する実証試験等の海洋の再生可能エネルギーに関する研究開発を進めるとともに、平成21年度より、革新的な船舶の二酸化炭素削減技術の開発・実用化に向け、民間の技術開発プロジェ

クトの開発費用の3分の１を支援する取組を開始しました。

○海洋基本計画においては、海洋基本法の制定を契機に、各団体から提案されている関係府省の所掌を超えた様々な研究開発プロジェクト等に係る各種構想について、可能なものから逐次計画的に推進するとされています。海洋基本計画に示されたこのような方針に基づき、有識者、構想の提案機関や関連企業、関係府省により構成される「海洋の開発・利用構想の推進に関する調査会」を設置し、洋上風力発電と養殖を組み合わせた「漁業協調型沖合Wind Farm」等、4つの研究開発プロジェクトについて調査を行い、平成22年3月に調査結果を取りまとめました。

８　海洋産業の振興及び国際競争力の強化

（１）経営基盤の強化

○日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、第169回国会において「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が成立し、平成21年3月に外航船舶運航事業者10社、平成22年2月に新たな1社について日本船舶・船員確保計画が認定されました。

○優れた環境性能と高い経済性を有する船舶の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用したスーパーエコシップ（SES）の導入を支援しました。

○民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を行いました。

○船舶の実海域での燃費性能を設計段階で評価できる指標を3年以内に確立するため「海１０モードプロジェクト」を平成20年度から実施していますが、これまでの成果を活用して、平成21年7月からコンテナ船の環境性能鑑定サービスが開始されました。

○海上交通の低炭素化を促進するため、先進的な省エネ化の取組を支援することを内容とした、海上交通低炭素化促進事業を開始しました。

○平成21年度は大量の大型クラゲが出現し漁業に大きな被害が生じたため、漁業者が行うクラゲの駆除やその混獲を回避するための改良漁具の導入等についての支援を行いました。

○厳しい漁業経営状況下で、将来にわたって漁業を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進する漁業改革推進集中プロジェクトを実施しました。

○水産物の産地販売力の強化等を図るため、流通専門家のノウハウ等を活用し、新規販路の開拓に取り組む漁業者団体等への支援を行うとともに、漁業者団体等に対し、漁業者から国産魚を買い取り、小売業者等の最終実需者との間で直接取引

を行う事業への支援を行いました。

○海面養殖業の振興を図るため、複数の種を組み合わせた複合養殖技術の開発や価格が上昇している魚粉の含有率を下げた配合飼料の開発等への支援を行いました。

○水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備するため、効率的かつ安定的な漁業経営を目指し、計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策を推進しました。

○活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等を推進するとともに、他産業において習得した経験や技術を活用し漁業で起業する事業者を支援しました。

（２）新たな海洋産業の創出

○「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域資源を活用して、付加価値の高い商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援するとともに、農林水産業と商工業等の連携による地域経済の活性化の取組を推進しました。

○地域における海洋産業の創出に資するため、豊富な魚介類の提供や漁業活動の体験等の海洋資源を活かした漁村等の地域活性化の取組を支援しました。

○新産業の創出を支援するため、大水深海域にも対応可能な外洋上プラットフォームに求められる要素技術及び設計支援ツールの開発を行いました。

（３）海洋産業の動向の把握

○直近（平成17年）の産業連関表を用いた海洋産業の産業規模・雇用規模等を把握するための調査を実施しました。本調査により、平成17年における我が国の海洋産業の産業規模は国内生産額で約20兆円、従業者数で約98.1万人と算出されました。

９　沿岸域の総合的管理

○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、市町村の下水道計画をより効率的なものへと見直しすることを進めた上で、人口の集中している地区を対象に汚水管きょの補助対象範囲を拡充する制度（下水道未普及解消重点支援制度）を創設するなど、地方公共団体における下水道の整備を支援しました。

○閉鎖性海域において更なる水環境改善施策を展開するため、閉鎖性海域中長期ビ

ジョンを策定し、新たな水質目標を提案し水環境改善に向けたロードマップを明らかにしました。

○里海づくりへ向けた地域活動の支援のため、「里海づくりマニュアル」の作成を進めるとともに、里海に関する情報の共有及び発信のため、里海ネットを構築しました。

○海岸に漂着した危険物による事故を防ぐため、海岸管理者向けに「海岸漂着危険物対応ガイドライン」を、子供や一般の方向けに「海岸漂着危険物ハンドブック」を作成し、配布しました。

○生物多様性の保全上重要である干潟、岩礁域等の保全を推進するためには、海中と海上を一体的に保全する必要があることから、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正し、海中のみを対象とした海中公園地区等を、海上を含む制度（海域公園地区等）に見直しました。

１０　離島の保全等

（１）離島の保全・管理

○離島は管轄海域の保全、海上交通の安全確保、海洋観測の拠点等として重要であることから、海洋基本計画に基づき、海洋管理の視点から離島に必要な諸施策及び諸活動を支える拠点としてのあり方と必要な対応方策の検討を行い、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を取りまとめ、平成21年12月1日に総合海洋政策本部にて決定しました（特集２．２－２．参照）。

○更に、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図ることは極めて緊急的かつ重要な施策であるという認識のもと、同基本方針に基づき、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全と、これらの保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における施設の整備等に関し、所要の措置を講ずる「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」を第174回国会に提出し、平成22年5月26日に成立しました（特集２．２－３．参照）。

○海洋の開発、利用等の推進にあたっては海洋における活動の拠点が重要であるという認識の下、南鳥島をケーススタディとして、遠隔離島における活動拠点の形成に向けた検討調査を実施するとともに、周辺に豊かな漁場を有する離島において、水産物の安定供給の拠点となる第４種漁港等の整備を推進しました。

○管轄海域の保全に重要な役割を有する離島を適切に管理する観点から、沖ノ鳥島の海岸を国が直接管理することを含め離島の海岸保全施設の整備を促進するとともに、山口県沖等の離島の低潮線の調査、仲御神島等への三角点の設置、礼文島や波照間島等の空中写真の撮影等を通じて離島の基本的な情報の収集を進めました。

○優れた自然の風景地や海中景観、自然海岸等の保全のため、平成21年6月に自然公園法を改正し海中公園地区から海域公園地区に制度変更を行うとともに、小笠原国立公園において海域の公園区域の拡張や新たな海中公園地区の指定を行いました。

○特定の離島のみに生息する貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島や沖縄島北部において、希少種・固有種の生存を脅かす外来種の防除を実施しました。

（２）離島の振興

○地上デジタル放送移行や県域放送に対応するため、沖縄県の南大東島・北大東島において海底光ケーブルのための海洋調査・設計等を行いました。

○地域の自然環境や創意工夫をいかした地域の振興、活性化の取組について、アイランドツーリズム推進のノウハウ確立、人材育成等への支援を推進するとともに、島の特産品の展示、伝統工芸体験など観光振興等の促進のための交流事業の開催や個性あふれる離島の特産品をアジア最大級の食品・飲料専門展示会に出展するなどの取組や、離島体験滞在交流促進事業により離島振興施設の耐震化、バリアフリー化に対する補助を行いました。

○離島の産業振興及び生活の基盤となる社会資本整備については、地域ごとに総合的な整備効果を効率的に発揮する観点から、地域の要望を十分に踏まえつつ、予算の一括計上により重点的な整備を実施しました。

○我が国の外縁部に位置する有人の離島は、管轄海域の保全や海上の安全確保、海洋資源の開発・利用等の海洋の保全・管理に係わる重要な役割を有しているにも関わらず、離島地域は人口減少、少子・高齢化等の問題が顕在化していることから、離島住民が安心して生活できる環境を構築するため、離島における消費支出及び物価等の生活構造に関する調査を行いました。

○平成21年3月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が5ヵ年延長されたことを受け、奄美群島においては自立的発展に向けたソフト施策とハード施策の一体的な実施、小笠原諸島においては観光振興等の充実強化を図るための施策の実施のため、国は「基本方針」を定め、各都県は「振興開発計画」を定めました。

○離島住民が日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段である離島航路に対して、その運航の結果生じる欠損に対する補助に加え、平成21年度に創設した「離島航路構造改革補助」により国、地方公共団体、航路事業者など関係者による航路改善協議会の設置、航路改善計画の策定への支援を行いました。

１１　国際的な連携の確保及び国際協力の推進

（１）海洋の治安対策・航行安全確保に関する連携・協力

○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、平成21年6月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が成立し、自衛隊の艦船が日本関係船舶に限らずすべての船舶を護衛の対象とすることが可能となりました。また、同法により、拘束した海賊を我が国が処罰することも可能となりました。我が国は、現在、同法に基づいて、ソマリア沖・アデン湾で自衛隊による船舶の護衛活動及び警戒監視活動を継続しています。平成22年3月末現在で海上警備行動に基づくものから数え、748隻の船舶を護衛するなど、国際社会から高い評価を受けています。

○日本は、東南アジアの海賊対策として、「アジア海賊対策地域協力協定」（ReCAAP）の締結を主導しましたが、ReCAAPに基づきシンガポールに設立された情報共有センターは、海賊対策における情報共有と海上取締能力向上への取り組みを含む地域協力のモデルとして国際的にも注目されています。平成22年3月には、同センターの第２代事務局長に、初代事務局長の伊藤嘉章（いとう　よしあき）氏の後任として遠藤善久（えんどう　よしひさ）氏が選出されました。

○我が国の輸入原油の8割が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の維持更新及び小型船舶用自動識別システムの導入に向けたプロジェクトを実施しています。

○海上安全保障において関係国間で議論すべき事項が増大していることを踏まえ、ASEAN地域フォーラム（ARF）においても、海上安全保障に特化したARF海上安全保障会期間会合（ISM on MS）が平成21年以降開催されています。我が国は、インドネシア、ニュージーランドとともにISM on MSの共同議長国として主導的な役割を果たしており、海賊対策に関する各国の経験や教訓を共有しあうよう呼びかけています。平成22年3月ニュージーランドで開催された第2回ISM on MS会合においても、我が国は共同議長を務めました。

○各国の海上保安機関の取り締まり能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国の海上保安機関の能力向上支援のため、平成21年においては、フィリピン、インドネシア、マレーシア等へ海上保安庁の専門家を派遣し、海上犯罪取り締まり能力向上に加え、捜索救助、水路測量及び航路標識に関する技術移転を行っています。

（２）海洋環境に関する連携・協力

○国際海運からの二酸化炭素排出量は地球上の二酸化炭素排出量の3％に相当し、その増大が懸念されています。国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の枠外に置かれていますが、我が国は、国際海運からの二酸化炭素排出削減のための

国際的な枠組み作りに向け、国際海事機関(IMO）に多数の提案を行い、国際海運における地球温暖化対策に主導的な役割を果たしています。

○漂着・漂流ごみ問題は地方自治体や一国のみでは解決できない問題であり、我が国は、国際的な取組を強化しています。平成21年7月に成立した「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」においても、我が国が周辺国と協力して海岸漂着物の処理や抑制に取り組むことが明記されました。

○漂着・漂流ごみ問題に関する国際的な取組としては、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、漂流・漂着ごみの実態調査や収集活動とあわせて意識啓発や人材育成を目的とする国際クリーンアップキャンペーン（ICC）を実施しており、平成21年度は我が国においてICCを開催しました。また、韓国との間では、平成22年3月、第2回「きれいで豊かな海を共に守るための日韓実務協議」を開催し、廃ポリタンク問題を中心に、日韓両国の協力を強化する方途について意見交換を行いました。

○閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、NOWPAPの下で、平成21年に、富栄養化状況評価手順書が作成され、NOWPAPメンバーが共通の手法で各国海域の富栄養化状況の評価を行う体制が構築されました。今後、開発した手法を活用して加盟各国の海域環境の評価が行われる予定です。

○我が国は、海洋や湖沼での水質汚染が深刻化している中国に対し、中国の窒素・りん等に係る水質総量削減制度の導入を支援することにより中国の富栄養化問題の改善に協力しており、日中両国は、日中共同研究レポートの取りまとめに向けて、検討を進めています。

（３）海洋調査・海洋科学技術に関する連携・協力

○我が国は、高精度の気候変動予測モデルによるシミュレーション計算を行っており、その成果となる、温暖化予測情報の提供を通じて、2013～2014年に公表予定の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書の作成に貢献することとしています。

（４）船員育成に関する連携・協力

○世界的に船員不足が深刻となっている中、我が国は、アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア船員国際共同養成プログラム」を推進しており、平成21年度より、フィリピン政府と共同で、官民連携の下、フィリピンにおける練習船を活用した、乗船訓練システムの構築を目的としたプロジェクトを推進しています。

１２　海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

○科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において特に顕著な功績を挙げた個人又は団体について、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成21年7月「第２回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を行い、8名（2団体を含む）の方が受賞されました。また、「海の日」に関連して記念式典・シンポジウムを平成21年7月23日に開催し、同表彰の表彰式及び受賞者による基調講演・パネルディスカッションを行いました。

○内閣官房総合海洋政策本部事務局のホームページを活用し、平成21年度の海の日イベントや教育現場で活用されることを狙いとした「子ども海洋基本計画」等に関する情報を発信しました（トピックス（８）参照）。

○文部科学省中央教育審議会において取りまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成19年1月文部科学省中央教育審議会答申）を踏まえ、海洋基本法の趣旨も反映して、平成21年3月までに学習指導要領の見直しが行われました。例えば、中学校理科において「大気の動きと海洋の影響」について学習するなど、海洋に関する指導内容の充実が図られました。見直された各学習指導要領については、平成21年度から一部教科で先行実施する等、今後順次実施していく予定です。

○文部科学省と農林水産省の連携による「地域産業の担い手育成プロジェクト」事業により、水産高校と地域の漁業・水産業界が連携して、現場実習等を通じて、次世代の担い手育成の取組を推進しました。平成21年度においては4事業が指定され、前年度指定分と合わせて9事業が実施されました。

参　考　図　表

１　海洋に係る基本指標

２　各府省における海洋に関する業務一覧

３　用語集

表１　海洋に係る基本指標

・世界の指標

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	160カ国・地域（平成22年1月）	日本は平成8年6月に批准（国連ホームページより）
世界の海上輸送量	77億4,500万トン（平成20年）	（＊３）
世界の漁業・養殖業生産量	1億5,916万トン（平成20年）	（＊２）
世界の海賊発生件数	406件（平成21年）	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うち東南アジア	45件（平成21年）	
うちソマリア沖	217件（平成21年）	
世界の新造船建造量	6,769万総トン（平成20年）	（＊３）

・日本の指標

項目		データ	備考
海洋産業の国内総生産額		約 20.0兆円（平成17年）	（注1）
海洋産業の従業者数		約 98.1万人（平成17年）	（注1）
海運関連			
我が国の海上貿易量		9億7,009万トン（平成20年）	総貿易量の99.7%（＊３）
海上輸送による輸入量		8億1,617万トン（平成20年）	総輸入量の99.8%（＊３）
海上輸送による輸出量		1億5,393万トン（平成20年）	総輸出量の98.9%（＊３）
日本人船員数		73,389人（平成20年）	（＊３）
うち外航船員数		2,621人（平成20年）	（＊３）
うち内航船員数		30,074人（平成20年）	（＊３）
うち漁業船員数		24,921人（平成20年）	（＊３）
その他		15,773人（平成20年）	引船、はしけ、官公庁船の船員数（＊３）
国内旅客輸送人員		9,903万人（平成20年度）	（＊３）
海難船舶隻数		2,549隻（平成21年）	（＊５）
海賊被害件数		5件（平成21年）	日本籍船・日本事業者運行の外国船の数字 （国際商業会議所国際海事局作成レポートより）
日本の新造船建造量		1,866万総トン（平成20年）	世界の新造船建造量の27.6%（第2位） （＊３）
漁業関連			
漁業・養殖業生産額		1兆6,275億円（平成20年）	（＊２）
漁業・養殖業生産量		559万トン（平成20年）	世界第5位（＊２）
漁業従事者数		22.2万人（平成20年）	（＊２）
港湾・漁港の数			
港湾数		997港（平成22年4月1日）	国土交通省港湾局調べ
漁港数		2,916港（平成22年1月1日）	農林水産省ホームページより
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	107隻（平成21年6月30日現在）	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群（＊３）
	外国用船	2,428隻（平成21年6月30日現在）	
内航海運	旅客船	2,333隻（平成21年4月1日現在）	（＊３）
	貨物船	5,609隻（平成22年3月31日現在）	（＊３）
漁船		185,465隻（平成20年）	すべての海面漁業経営体が、直接漁業生産のために使用した漁船隻数（＊２）
プレジャーボート（保有隻数）		314,724隻（平成20年度）	特殊小型船（PWC）、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計 （小型船舶統計（日本小型船舶検査機構）より）
小型船舶免許件数		316万人（平成20年度末）	国土交通省海事局調べ

表１　海洋に係る基本指標

（参考）海洋に係る基礎的データ

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km^2	地表面積5億0,995万km^2の70.8%（＊６）
太平洋海域の面積	1億8,134万km^2	オホーツク、日本海等を含む（＊６）
大西洋海域の面積	9,431万km^2	地中海、黒海等を含む（＊６）
インド洋海域の面積	7,412万km^2	紅海、ペルシャ湾を含む（＊６）
北極海の面積	1,226万km^2	（＊６）
海洋の平均水深	3,729m	（＊６）
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝（＊６）

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km^2	内水を含む （海上保安庁海洋情報部調べ）
我が国の海岸線の距離	3万5,340km	（＊４）
離島の数	6,847島	北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を除く 岸線0.1km以上の島数 （＊１） 及び国土交通省局離島振興課調べ
有人離島の数	421島	
無人離島の数	6,426島	

（注1） 海洋産業の活動状況に関する調査報告書による推定値
報告書については （http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/kaiyousangyou.html） 参照

＊ 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

＊１ 統計年鑑（総務省統計局）
＊２ 水産白書（農林水産省水産庁）
＊３ 海事レポート（国土交通省海事局）
＊４ 海岸統計（国土交通省河川局）
＊５ 海上保安レポート（国土交通省海上保安庁）
＊６ 理科年表（丸善／国立天文台編）

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）	参事官（重点分野担当）	・科学技術（フロンティア分野のうち海洋）の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案業務 等
	政策統括官（防災担当）	参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）	・東海地震や東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 ・中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」における東京湾の高潮による大規模水害対策業務　等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務 ・沖縄における赤土等の発生源対策業務　等
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難事故における人命の救助及び水難事故の防止に関する業務　等
	警備局	警備課	・津波、高潮等に係る災害警備に関する業務
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波、高潮等による災害の予防、応急対策及び普及に関する業務 ・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（Ｊ－ALEAT）」の整備に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務（国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報）
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム（ARF）における海上の安全に関する業務
	軍縮不拡散・科学部	不拡散・科学原子力課	・拡散に対する安全保障構想（PSI）に関する業務 ・海洋航行不法行為防止条約（SUA条約）2005年議定書に係る業務
		国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務　等 － 地球観測に関する政府間会合（GEO） － 国際移動通信衛星機構（IMSO） － 統合国際深海掘削計画（IODP） － 北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）
	アジア大洋州局	地域政策課	・国境を越える犯罪に関するASEAN＋3協力に係る業務（海賊対策、海上テロ対策）
	経済局	経済安全保障課	・日本の経済安全保障に影響を及ぼしうる、エネルギー・鉱物資源の開発に係る業務
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関室	・国際海事機関（IMO）に関する業務 ・国際水路機関（IHO）に関する業務
		地球環境課	・船舶等からの投棄を原則として禁止するロンドン条約1996年議長書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務（含：大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所）
	各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築、維持及び運用に関する業務

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育（水族館等の博物館を含む。）における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務　等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・競争的研究資金「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」による技術開発に関する業務 ・統合国際深海掘削計画（IODP）の推進、及び政府間海洋学委員会（IOC）への参画など、海洋に関する国際協力業務　等
		環境エネルギー課	・GEOSS（全球地球観測システム）10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進（地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究、基盤技術開発）、共同研究及び研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信、普及広報活動、研究開発成果の権利化及び適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船（地球深部探査船など）の供用、試験研究施設（地球シミュレータなど）の供用 ・海洋にかかわる研究者及び技術者の養成と資質の向上　等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部（伝統文化課、記念物課、参事官付（建造物担当））	・文化財（海洋に関連のある文化財を含む）に関する業務

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部（経営企画課、業務課）、森林整備部（治山課、研究・保全課）	・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部（漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官）	・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
		資源管理部（管理課、沿岸沖合課、遠洋課、国際課）	・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部（研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課）	・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等の「つくり育てる漁業」に関する業務
		漁港漁場整備部（計画課、整備課、防災漁村課）	・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	原子力・安全保安院	鉱山保安課	・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、鉱山の保安に関する業務　等
	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部鉱物資源課	・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
		資源・燃料部石油・天然ガス課	・海底下の石油、可燃性天然ガス等の鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務 ・石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行に関する業務
		省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課	・新エネルギーに関する政策に関する業務（洋上風力発電等の海洋エネルギー利用を含む。）

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染防止法に基づく、船舶起因の海洋汚染及び大気汚染並びに海上災害を防止するための規制に関する業務 ・申請に基づく海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務　等
	国土計画局		・国土計画局の所掌事務のうち海洋利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務
	都市・地域整備局	下水道部	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
		離島振興課	・離島における社会資本の整備・地域間交流の促進等の施策に関する業務
		特別地域振興官	・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
		公園緑地・景観課	・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	河川局	水政課	・海岸（港湾に係る海岸を除く。）の行政監督に関する業務 ・公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立てに係る認可等に関する業務　等
		河川環境課	・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	・山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理への取り組みに資する制度、予算、調査などの施策の企画及び立案等に関する業務 ・陸域と一体的に行う沿岸域管理のための必要な措置に関する業務
		防災課	・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務 ・海岸域における水防活動に関する業務
		砂防部 保全課海岸室	・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に必要な措置に関する業務
	海事局	総務課	・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務　等
		安全・環境政策課	・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 ・海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務　等
		海事人材政策課	・水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務　等
		外航課	・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務等
		内航課	・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務　等
		運航労務課	・水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること　等
		船舶産業課	・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務　等

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	海事局	安全基準課	・船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する業務　等
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務　等
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務　等
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務（・海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること　　等） ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供　等
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等
	港湾局	総務課	・開発保全航路に関する業務 ・港湾施設の整備に際する公有水面の埋立てにに関する業務 ・港湾、海域の保安に係る情報収集・分析・提供　等
		港湾経済課 港湾情報化推進室	・スーパー中枢港湾の指定、港湾手続の統一化・簡素化等に関する業務
		計画課	・自然環境の保全等に配慮した港湾整備事業の実施等に関する業務 ・効率的かつ安定的な海上輸送を確保するための係留施設・航路等の整備等に関する業務 ・我が国の海上物流ネットワークの分析・港湾整備の方策等の検討に関する業務　　等
		振興課	・海域・陸域一体となった施策等の総合的実施に係る調整等に関する業務 ・海洋の利用開発に係る施策の企画、立案等の業務
		技術企画課	・国際海上コンテナターミナル等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備に関する業務 ・離島の海上交通の安全性の確保等のための港湾及び開発保全航路の整備に関する業務
		技術企画課 技術監理室	・水域施設や係留施設等の港湾の施設に対する性能規定に関する業務 ・全国の波浪観測を始めとした各種海象観測に関する業務 ・港湾及び沿岸域の開発、利用、保全に係る先端的な研究・技術開発に関する業務 ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域におけるゴミや油等を回収する海洋環境整備船の建造・配備に関する業務 ・大型浚渫兼油回収船の配備等に関する業務　　等
		国際・環境課	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・沈廃船・放置座礁船処理等に関する業務 ・港湾整備等により発生した浚渫土砂を有効工活用した覆砂、干潟等の造成、深堀跡の埋戻し等に関する業務 ・「港湾景観形成ガイドライン（平成17年3月策定）」に関する業務　　等

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	港湾局	海岸・防災課	・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に関する業務 ・大規模災害発生時等において海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や基幹的広域防災拠点の整備等に関する業務 ・津波・高潮等の大規模自然災害によって被災した施設の被害拡大防止及び復旧に関する業務　等
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等
	航空局	監理部 航空事業課	・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航法補強システム（MSAS）受信機購入費の補助に関する業務
	北海道局	参事官	・北方領土隣接地域の市町等が単独事業として実施する水産資源増大対策事業などの地域の産業振興を図る施策の推進に要する経費補助に関する業務
	国土地理院	測地部	・排他的経済水域（EEZ）の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		測図部	・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター	・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
		地理地殻活動研究センター	・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設（145施設）の潮位観測データの一元的提供に関する業務
	気象庁		・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 －海上の気象等の観測及びその成果の発表 －海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 －地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 －高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 －海流、海水温、海氷等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 －気候に関する情報の収集及び発表
		気象研究所	・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務　等
	海上保安庁	総務部	・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部	・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
		警備救難部	・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策に係る業務
		海洋情報部	・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務
		交通部	・海難の調査やその分析結果に基づく海難防止対策の立案、航路標識の整備計画の策定等、海上交通業務に関する企画・立案・調整に係る業務
	独立行政法人 海上災害防止センター		・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進　等

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	運輸安全委員会		・船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 ・関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋研究部	・沿岸海洋における環境創造・共生型事業を評価する技術に関する調査・研究及び開発業務 ・沿岸海洋における環境モニタリングとその応用に関する調査・研究及び開発業務
		港湾研究部	・港湾及び航路の整備・利用計画に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾の配置・機能・能力に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾施設の設計及び技術上の基準に関する調査・研究及び開発業務
	地方整備局	河川部	・海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	・北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	地球環境局	環境保全対策課	・海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 ・国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応対するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 ・事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 ・漂流・漂着ゴミの削減に向けた取組の推進に関する業務　等
	水・大気環境局	水環境課	・公共用水域（海域を含む）についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 ・都道府県が実施する公共用水域（海域を含む）の水質常時監視結果の集計に関する業務
		水環境課 閉鎖性海域対策室	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量の総量の削減等に関する業務 ・瀬戸内海、有明海及び八代海の海域の環境の保全等に関する業務　等
	自然環境局	総務課 自然ふれあい推進室	・海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		総務課 生物多様性センター	・自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）に関する業務
		自然環境計画課	・自然環境保全地域（海域を含む）の指定に関する業務 ・東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略、国内のサンゴ礁生態系保全行動計画の策定に関する業務 ・海洋生物多様性の情報整備、海洋生物多様性保全戦略の策定に関する業務　等
		国立公園課	・国立公園の海中公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 ・国立・国定公園における海中公園地区の指定に関する業務 ・オニヒトデ駆除、海岸清掃等のグリーンワーカー事業に関する業務
		野生生物課	・海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 ・国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務　等
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	・海岸（海岸保全区域外）に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 ・海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備に対する市町村への支援に関する業務　等
		浄化槽推進室	・浄化槽の整備に関する業務

表２　各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・海上自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、海賊対処行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上幕僚監部		・海上における人命・財産の保護、周辺海域の警戒監視を含む海上自衛隊の隊務の計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の計画の立案に必要な情報に関する計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の能率的運営の調査及び研究に関する業務 ・海上自衛隊の部隊等の管理及び運営の調整に関する業務 ・海上自衛隊について防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する業務

用語集

本用語集は、海洋基本計画用語集（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318yougo.pdf）に「平成22年版　海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（海洋の年次報告）」で使われた用語を追加した資料です。

説明は海洋基本計画及び海洋の年次報告に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

用語	説明
あ行	
アウトリーチ活動	専門家や関係機関が一般社会に向けて、分かりやすく親しみやすい形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う活動。国民との双方向的な対話を通じて、国民が海洋に関する夢、感動、海洋の魅力を体感することにより、海洋に関する理解の増進に資する効果を有する。
アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）	東南アジアにおいて急増する海賊に対処するため、海賊に関する情報共有と各国の協力体制の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的として、アジア地域諸国間で結ばれた協定。平成22年4月現在の締約国は15ヵ国。同協定に基づき、情報共有センターはシンガポールに設置され、締約国間の海賊行為等の情報共有や容疑船舶の拿捕等の協力体制の構築等を行っている。
アジア人船員国際共同養成プログラム	船舶の安全運航のためには船員の質の向上を図ることが重要であること、今後世界規模での船員逼迫が予想されること、資質の高いアジア人船員の確保が我が国の海上輸送の確保上依然として重要であることから、優秀なアジア人船員を育成・確保するため、我が国主導で策定するプログラムであり、アジア各国における船員教育システム全体の改革を我が国が支援する等の取組を内容とする。
アジェンダ21	1992年の国連環境開発会議で採択された行動計画。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。
アルゴ計画	世界気象機関及び政府間海洋学委員会などの協力のもと、国際的な枠組みにより、世界の海洋を常時観測するシステムとして中層フロート（海面から深さ2,000メートルまでの間を自動的に浮き沈みしながら水温・塩分を観測し、そのデータを人工衛星経由にて通報する観測機器）を全世界に約3,000台投入して、海洋の状況をリアルタイムに把握する計画。平成19年11月に3,000台投入という目標を達成し、現在はこの台数の維持に努めている。
イノベーション・システム	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと（イノベーション）を目的とし、その過程に関係する機関（主役となる企業、知識を提供する公的研究機関、大学等）の活動、これらの機関の相互間での資源（知識、人材等）の流れ及びそれぞれの活動に影響を与える外的要因（例：政府による規制・奨励策、金融政策、雇用政策、教育・人材育成政策等）の総体を指す。
インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。学生の主体的な職業選択や高い職業意識の育成、就職後の職場への適応力や定着率向上、自主性・独創性のある人材の育成等の意義がある。
海の月間	広く国民の「海」に対する理解と認識を深めるため、政府、地方公共団体、海にかかわりのある様々な団体等が協力して、より活発な広報活動等に取り組む期間として設けられているもの。国民の祝日「海の日」を含む7月1日から31日までの期間。
海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを目的に、国民の祝日に関する法律に定められた国民の祝日。7月の第3月曜日。明治9年に、明治天皇のご巡幸の際、灯台巡回船「明治丸」で函館から横浜にご到着された日を記念した「海の記念日（7月20日）」を、平成8年から国民の祝日としたもの。

表３　用語集

用語	説明
運航トン数	運航する船舶の純トン数。純トン数は、船舶の大きさを表す一つの指標で、重量を表す単位とは異なり、それぞれの船舶の旅客や貨物の運送に使用する場所の大きさ（容積）で表される。その船舶の利益を上げるための場所の大きさとみなして、種々の税金や手数料を定める根拠として用いられている。
運輸安全マネジメント制度	運輸事業者が、経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国が、事業者が構築した安全管理体制の実施状況等を評価するもの。各事業者は、輸送の安全を確保するための事業運営方針、事業の実施及び管理に関する体制や方法について定めた規程（安全管理規程）の作成・届出、経営中枢で安全管理体制を統括管理する立場の者（安全統括管理者）の選任等を行わなければならない。国は、各事業者に立入り、安全管理体制の運用状況の確認、安全管理体制の更なる改善に向けた助言等を行う。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。一般には1982年にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。
沿岸域	海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。沿岸域は、様々な自然環境や多様な機能を有し、陸域の影響を顕著に受け、様々な利用が輻輳していることから、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる範囲については、海域及び陸域における諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずべき区域でもある。
沿岸漂砂（えんがんひょうさ）	沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。長期的に海岸侵食や港湾の埋没を引き起こす原因となる。
オゾン層	地上から約10～15km上空の成層圏に存在するオゾンにより形成される、地球を取り巻く層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
音響資源調査システム	超音波機器を利用して、調査定線に沿って一定の距離間隔で直下の情報を収集し、統計処理によって資源量を推定するシステム。魚類資源に直接ダメージを与えることなく、自然状態に近いデータが収集できる。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
外航	本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海。
海溝型地震	海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震を総称して海溝型地震と呼ぶ。ある程度の間隔を周期として定期的に発生すること、規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることが特徴。我が国周辺では、平成15年9月に発生した十勝沖地震や、近い将来の発生が指摘されている東海地震等が例として挙げられる。
海山	円形または楕円形の底面をもち、周囲の海底から1,000m以上そびえ立つ独立した海面下の隆起部。比較的急な斜面を有し、かつ小さな頂部を有して、浸食されていない陸上火山の地形に類似する。平たい山頂部や斜面部にはコバルトリッチクラストが広く分布するものがある。周辺の海底面からの比高が1,000m未満のものは海丘という。

表３　用語集

用語	説明
海象 （かいしょう）	波浪や潮流などの、海洋における自然現象。海象観測により得られたデータは、地球環境変動予測や海洋上での安全な活動、海岸保全対策の実施等の資料として利用される。
海上人命安全条約 （SOLAS条約）	タイタニック号の遭難事故を契機に、それまで各国に任されていた船舶の安全性確保について国際的に取り決めた1914年の条約が最初のもので、現在は1974年に採択された本条約が効力を有している。船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理に係る技術要件について規定されている。正式名称は「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。日本は1980年に締結、同年発効。
海底熱水鉱床 （かいていねっすいこうしょう）	海底から噴出する熱水が低温の海水と接触することにより、銅、鉛、亜鉛、金、銀、レアメタル等の金属成分が析出・沈殿してできた多金属鉱床。水深500～3,000mの海底に分布している。我が国では昭和60年度から調査を開始し、沖縄近海、伊豆・小笠原海域などで鉱床が発見されている。
開発保全航路	重要な航路であるため、国が開発及び保全する必要がある航路。航路の機能を確保するため、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っている。
海洋汚染防止条約 （MARPOL条約）	船舶の航行に起因する環境汚染（油、有害液体物質、危険物、汚水及び廃棄物による汚染等）を防止するため、船舶の構造設備等に関する基準を定めた国際条約。日本は、1983年に「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」に締結。同年、本条約は効力を生じた。1997年の改正により、オゾン破壊物質や窒素酸化物などの排ガスを規制する附属書Ⅵが追加された（同改正議定書については、日本は2005年に締結、同年発効）。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を審議することを目的として、科学技術・学術審議会に設置されている分科会。
海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）	海洋航行不法行為防止条約（SUA条約）を改正するための議定書。新たに船舶そのものを使用した不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等をSUA条約上の犯罪とし、それらの不法行為を防止・抑止するための乗船等について規定するもの。2005年10月に採択された。12か国が締結した日の後90日の日に効力を生じる。2010年4月時点で12か国・地域が締結。2010年7月に発効予定。 なお、SUA条約とは、暴力等を用いた船舶の奪取及び管理、破壊等の海洋の安全に対する不法な行為の犯人又は容疑者が刑事手続きを免れることがないよう、締約国に対し、裁判権を設定すること及びこのような行為を引渡犯罪とすることを義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか、訴追のため事件を自国の当局に付託するかいずれかを行うことを定めたもの。1988年に採択され1992年に発効した（日本は1998年に締結。）。2010年4月時点で156か国・地域が締結。
外洋上プラットフォーム	海洋空間利用の基盤となる施設で、深い海域にも対応できる浮体構造式構造物。洋上での発電用風車の稼動等を可能とするため、構造の強度や信頼性の向上のための技術、係留技術等の要素技術を平成22年度までに確立することを目指して開発が進められている。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るに当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。

表３　用語集

用語	説明
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が定める計画であり、資源の動向を基礎として漁業の経営状況等を勘案し、第１種特定海洋生物資源（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがにの7魚種）について漁獲可能量を、第２種特定海洋生物資源（あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9魚種）について漁獲努力可能量を定めるもの。毎年少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときには変更される。
海洋大循環	海水の温度及び塩分濃度による密度の差と、海上を吹く風の力により発生し、地球規模で海洋の表層と深層を長期間かけて循環する海水の流れ。極寒のグリーンランド沖や南極周辺海域にて毎秒約1,500～3,000万トンの海水が沈降し、深層海流となってインド洋、太平洋へ移動、一部はインド洋で湧き上がりつつ、北太平洋に向けて北上しながら海面まで湧昇する。その後、暖かい表層流となって太平洋、インド洋、大西洋をめぐり、再び北大西洋で深海へ沈んでいく。深層海流のスピードは毎秒数mmから数cm程度で、約2,000年かけて循環している。「海洋コンベアベルト」「深層大海流」とも呼ばれる。
海洋地球観測探査システム	第３期科学技術基本計画にて選定された国家基幹技術の一つであり、衛星による全球的な観測・監視技術と深海底下までをカバーする海洋探査技術により得られる各種データを有機的に統合し、社会的・科学的に有用な情報に変換して提供するシステム。我が国の地球環境観測、災害監視、資源探査などに貢献することが期待される。
海洋バイオマス	バイオマスとは、生物（bio）の量（mass）に由来し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成14年12月に地球温暖化防止等を目的として国が定めたもの。平成18年3月に見直しを行い、輸送用燃料などへのバイオマスエネルギーの導入促進を強化した。 例えば海洋中に存在する微細菌類や海藻等に由来するバイオマスは、種類が多様で地域特性に差がある、季節変動が大きい、塩分・水分を多く含んでいる等の特徴を有している。未利用の部分が多いことから、それらからの有用成分の抽出やエネルギー変換による利用が期待されている。
海里 （かいり）	長さの単位。1海里は1,852m。また、船の速さは通常1ノット（1時間で1海里進む速さ）を単位として表す。
科学技術・学術審議会	文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興や学術の振興に関する重要事項についての調査審議等を行う文部科学省に置かれている審議会。海洋の開発に関しては、文部科学大臣または関係各大臣の諮問に応じて調査審議等を行う。
科学技術基本計画	平成7年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される科学技術の振興に関する基本的な計画。平成18年度から平成22年度までを期間として平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」の2点を基本姿勢とし、「フロンティア分野」等について分野別推進戦略を定めて、計画期間中に集中投資を必要とする「戦略重点科学技術」の選定を行うなど、各分野内の重点化を図ることとしている。
拡散に対する安全保障構想（PSI）	大量破壊兵器等の拡散防止のため、各国が、国際法・各国国内法の範囲内でとりうる措置を実施・検討するための取組。（PSI：Proliferation Security Intiative）。
管轄権 （かんかつけん）	国家がその国内法を一定の範囲内にある人、物などに対して具体的に適用し行使する権利。

表３　用語集

用語	説明
環境と開発に関するリオ宣言	1992年の国連環境開発会議で採択された行動原則。1972年（昭和47年）のストックホルム会議の「人間環境宣言」に沿い、さらにこれを拡張する形で、全部で27の原則を定立したもの。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があること、各国は自国の資源を開発する主権的権利を有するが同時に各国の活動が他国の環境に損害を与えないようにする責任があること、開発の権利の行使は現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たす必要があること、環境保護と開発の一体性、持続可能な開発のために貧困の撲滅に協力して取り組む必要があることなどを示している。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。（IPCC：Intergovermental Panel on Climate Change）
旗国（きこく）	船舶の登録国。
技術経営	研究開発の成果等高度な「技術」に、市場を知り戦略を立て経済的価値に結び付ける「経営」を融合させ、売れる商品やサービスを創出すること。MOT（マネジメント・オブ・テクノロジー）とも呼ばれる。
基礎物理探査	物理探査とは、地下の岩石や鉱物の物理的性質を利用して、地下構造や有用鉱物等の所在を解明するもので、地震探査、重力探査、磁気探査がある。海洋においては、調査船から海中に弾性波を発射し、海底及び海底下の構造によって返ってきた反射波を解析する地震探査法が主に用いられる。基礎物理探査とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査（基礎調査）の中で行う物理探査のことを指す。
機能性食品	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
競争的資金	広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、複数の専門家等による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者等に配分される研究費。
協力メカニズム（マラッカ・シンガポール海峡の）	マラッカ・シンガポール海峡における安全のための沿岸国・利用国・利用者による国際協力の枠組み。平成19年9月にマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議において発足。沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場としての「フォーラム」、沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国との調整の場としての「プロジェクト調整委員会」、航行援助施設の整備・維持管理に関する「航行援助施設基金」の3つの内容からなる。
漁獲可能量（TAC）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限（TAC）を設定する制度。（TAC：Total Allowable Catch）
漁獲努力可能量（TAE）制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数）の上限（TAE）を設定する制度。（TAE：Total Allowable Effort）

表３　用語集

用語	説明
漁業調整委員会	漁業法に基づき、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を図るため、漁業者及び漁業従事者を主体として設立される漁業調整機構。海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3種類があり、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示をすることができる。
漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則。
漁場保全の森づくり	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施する取組。
金属回収技術	鉱床から採掘された鉱石から、有用金属を選択的に取り出す技術。選鉱と製錬の２つの工程がある。選鉱は、鉱石の中から有用鉱物のみを分離回収する工程。製錬は、選鉱された有用鉱物から不純物を取り除いて有用金属を取り出す工程。
クリアリングハウス	どこに、どんな情報が、どのような形で存在しており、どうすれば使えるのかを知ることができるオンライン情報検索サービスのこと。主にインターネット電話や地理情報システム（GIS）システムの分野において使用されるサービス。
グリーンニューディール	自然エネルギーや環境分野への大型投資を通じた景気浮揚策のこと。
経済協力開発機構（OECD）	経済成長、開発途上国援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした、市場主義を原則とする先進諸国の集まり。全世界的な広がりを持つ国際機関において、先進諸国が足並みを揃える必要がある場合の調整の場となることもある。OECDには世界の造船業に関する唯一の多国間政策協議の場として「造船部会」が置かれ、日本、欧州各国、韓国等の主要造船国が加盟し、公正な競争条件の確保に関する問題等についての協議を行っている。（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）
経済連携協定（EPA）	物品の関税やサービス貿易に関わる障壁の撤廃、市場制度や経済活動の一体化等により経済関係の強化を目指し、ある国や地域が海外の国や地域と結ぶ対象分野の広い国際約束。（EPA：Economic Partnership Agreement）
減圧法	メタンハイドレートの生産手法の一つ。地下の低温・高圧下で安定状態にあるメタンハイドレート層の圧力条件を下げることにより、メタンハイドレートを分解させメタンガスの生産を促す手法であり、我が国が開発に取り組んでいるもの。
公海	いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分（国連海洋法条約第86条）。公海では、航行の自由、漁獲を行う自由、人工島その他の設備を建設する自由、科学調査の自由等が認められている（公海自由の原則）。
鉱区開放	ある国が自国の領域内の鉱区を国際入札等に付することにより、外資を導入すること。

表３　用語集

用語	説明
航行援助施設	灯台、浮標（ブイ）などの船舶の安全な航行を支援する施設。
航路標識	投光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設（航路標識法第1条）
国際海事機関（IMO）	船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立（設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称。）。日本は設立当初に加盟国となり、理事国の地位を保持している。2010年4月現在、169の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっている。
国際海洋データ・情報交換システム（IODE）	政府間海洋学委員会の下で、国際間の海洋データ・情報の交換を促進することを目的として設置された国際的な枠組み。（IODE：International Oceanographic Data and Information Exchange）
国際海洋法裁判所	国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務として、1996年に設立された機関。
国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）	日米が中心となり、1995年（平成7年）に開始されたサンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的な枠組み。地球規模でのサンゴ礁モニタリングの推進等を実施する。我が国は、地域会合等を開催することにより、その活動を推進している。（ICRI：International Coral Reef Initiative）
国連海洋法条約	正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」。英語名は"United Nations Convention on the Law of the Sea（UNCLOS、読み方はアンクロス)"。1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等多岐にわたる。
国連環境開発会議	ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年6月に開催された、環境と開発を包括的に扱った初めてのサミット。21世紀に向けての行動計画「アジェンダ21」等を採択。通称：地球サミット。
国家基幹技術	国家的な大規模プロジェクトとして第３期科学技術基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術。国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組む技術として、総合科学技術会議により「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「Ｘ線自由電子レーザー」の5つが選定されている。
コバルトリッチクラスト	海山の斜面や頂部に海水中の金属成分が付着してできたコバルト含有率の高い鉱床。水深1,200～5,500mの海山に分布している。コバルト以外にもマンガン、銅、ニッケル、白金等を含有。我が国では昭和62年度から調査を開始し、周辺海域の海山において鉱床が発見されている。
さ行	
栽培漁業	魚介類は、自然界ではふ化直後の稚仔の減耗率が極めて高いため、人間の管理下で一定の大きさまで育成させた種苗を天然水域に放流し、適切な管理を行い、水産資源の持続的な利用を図ろうとするものである。

表３　用語集

用語	説明
採鉱技術 （さいこうぎじゅつ）	地中（海底）から鉱物を含んだ岩石等を採取して地上（海上）に搬出するまでの作業に係る技術。
産業連関表	財・サービスといった産業ごとの生産構造（どの産業からどれだけ原料等を入手し、賃金等を払っているか）、販売構造（どの産業に向けて製品を販売しているか）をみることができ、経済構造の把握、生産波及効果の計算などに利用される統計。総務省が中心となり各省庁共同で5年ごとに作成されている。
三次元物理探査	二次元物理探査と同じ原理で、反射波を捉える受信器を付けたケーブルの数を増やすことにより、地下構造を三次元的に把握する探査手法。
暫定水域等 （ざんていすいいきとう）	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
サンドバイパス	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。これとは逆に、流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法をサンドリサイクル工法という。
参与会議	総合海洋政策本部に置かれ、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる役割を担う海洋に関する幅広い分野の専門家から構成される有識者会議。
資源外交	エネルギー・鉱物資源の安定供給確保を目的として、政府が資源産出国の政府や国営企業との良好な関係を構築しその関係を強化するとともに、必要に応じ両国の首脳・閣僚間において対話を積極的に行うこと。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための①減船、休漁等の漁獲努力量の削減、②種苗放流等による資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成する。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置を実施する。
資源ナショナリズム	自国に存在する資源を自国で管理・開発しようという動き。資源の所有権を強く意識する考えが、民族・国土を重視するナショナリズムに例えられている。
試錐 （しすい）	基礎物理探査の結果等を踏まえ、原油やガスを最も採取しやすいと思われる地域を選定し、大型の掘削装置を用いて試掘を行い、地下の地質構造を直接的に把握する調査。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される。国立・国定公園では、公園ごとに保護と利用のための公園計画が定められ、そのための施設整備や地種区分に応じた行為の規制が行われる。

表３　用語集

用語	説明
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発とされている。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
巡視艇の複数クルー制	年間を通じて時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制を確保することを目的として、巡視艇で業務を行う乗組員のグループを一隻に複数編成する体制のこと。
商業化	採取技術の開発、資源量の把握により経済的な生産が可能となること。
深海底	深海の海底とその地下。国連海洋法条約上は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下（同条約第1条）をいい、深海底及びその資源は「人類の共有の財産」とされ、いずれの国もこれらについて主権の主張、専有等を行ってはならないとされている（同条約第136,137条）。なお、深海底における「資源」とは、自然の状態で深海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む。）をいう（同条約第133条）。
政策資源	政府や独立行政法人等政府機関が有する予算・人員・設備等。それが有限であることに着目して用いられる。
生態系	地球上の生物と大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」。
政府間海洋学委員会（IOC）	加盟国の共同活動を通じて、海洋の自然現象及び資源に関する知識を増進させるために科学的調査を促進することを目的として発足した委員会。（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）
生物多様性	地球上のすべての生物に違いがあることをいうもの。森林や川、サンゴ礁など様々なタイプの自然があること（生態系の多様性）、いろいろな種類の生物がいること（種間の多様性）、同じ種でも異なった遺伝子を持つこと（種内の多様性）の3つのレベルでの多様性がある。生物多様性は生命が地球に誕生してからの約40億年に及ぶ進化の結果創り上げられたもので、地球上の全ての生命の存続を支えている。生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を目的とした国際的枠組みとして「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」がある（1993年発効、日本同年締結）。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、政府が定める生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、19年の2度にわたり改定が行われた。その後、平成20年に制定された生物多様性基本法においても生物多様性国家戦略の策定が義務づけられたことから、同法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が平成22年3月に閣議決定された。
世界気候研究計画（WCRP）	世界気象機関（WMO）、国際科学会議（ICSU）及び政府間海洋学委員会（IOC）のもとで行われている、気候変動予測及び人間活動が気候に及ぼす影響の研究。（WCRP：World Climate Research Program）

表３　用語集

用語	説明
世界貿易機関（WTO）	品物やサービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉（ラウンド）を開催することを目的とする国際貿易に関するルールを取扱う唯一の国際機関。1995年設立。（WTO：World Trade Organization）
全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画	既存及び将来の人工衛星や地上観測などの多様な観測システムを連携し、世界全域を対象とした包括的な地球観測システムを10年間で構築する計画。（GEOSS：Global Earth Observation System of Systems）
船舶が満たすべき安全基準	海上人命安全条約（SOLAS条約）等に基づく、船舶の安全に関する基準。各国政府において、船舶が満たすべき基準として整備される。その基準が遵守されているか確認する検査（船舶検査）を各国が実施すること等により、船舶の安全性が担保される。
船舶自動識別装置	船舶の位置、速力、針路等の情報や、海難事故等の航行安全に関する情報を、電波で送受信する装置。船位通報の自動化、運航者の労力軽減、通信の輻輳化の防止、船舶相互の衝突防止等が期待される。略称はAIS（Automatic Identification System）。
船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準	船舶には、設計、建造、運航の各段階ごとに、船舶そのものの安全、運航の安全、環境の保護、保安確保等に関する様々な基準が適用される。また近年では、船舶が解体されリサイクルされる段階での環境問題等が深刻化していることを受け、船舶やその解体施設等に対して船舶のリサイクルにおける環境汚染問題や労働災害を最小限にするための要件を定めた「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」が2009年5月に採択された。
総合海洋政策本部	海洋基本法に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれている組織。すべての国務大臣で構成され、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務をつかさどる。
総合科学技術会議	総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的として、内閣府に設置されている、内閣総理大臣を議長とする会議。 政府全体の科学技術に関する総合戦略・資源配分方針等の作成や国家的に重要な研究開発等の評価を行っている。
た行	
大水深域	水深1,000～3,000m級の海域。海外の石油開発では、近年、技術の進展によりメキシコ湾、ブラジル沖等の水深1,000m～3,000m級の海域において、石油坑井の掘削や石油の開発生産が行われている。我が国では、これまでこのような水深の海域での開発は皆無に近く、このような水深の海域を一般的に大水深域と呼んでいる。
大陸棚	沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう（同条約第76条1）。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する（国連海洋法条約第76条8）。沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する（同条約第77条1）。

表３　用語集

用語	説明
大陸棚の限界に関する委員会	国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される委員会。同条約の締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の専門家21名で構成され、個人の資格で職務を遂行する。沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。（同条約第76条8、同条約附属書Ⅱ第1条及び第2条）
大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書2005年議定書（仮称）	固定プラットフォームを起点とした不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等を犯罪とし、それらの不法行為を防止・抑止するための乗船等が円滑に行われるよう規定するもの。2005年10月に改正が採択された。改正議定書は、海洋航行不法行為防止条約条約2005年議定書（仮称）の発効を条件として、3か国が締結した日の後90日目の日に効力を生じる（2010年4月現在で10か国が締結）。2010年7月に発効予定。
断層運動	岩石がある面に沿って破断し、両側のブロックblock（地塊）が面に沿って相対的に変位したものを断層といい、断層を生ずる運動を断層運動とよぶ。
地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域（例：インド洋）の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等がある。
地球深部探査船「ちきゅう」	地球内部の調査を行うために我が国が建造。2005年7月に完成し、海洋研究開発機構（JAMSTEC）が運用している科学掘削船。水深2,500m（将来的には4,000mを目指している）の海底から約7,000mまで掘削できる性能を有している。2007年9月からは、統合国際深海掘削計画（IODP）による最初の研究航海として「南海トラフ地震発生帯掘削計画」（南海掘削）を紀伊半島沖熊野灘において開始した。
低潮線（ていちょうせん）	干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線（かんしゅつせん）ともいう。
点源負荷対策（てんげんふかたいさく）	家庭、工場などの特定可能な排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。汚水処理施設の整備、浄化槽の整備や下水道への接続率の向上などがある。
天然ガスハイドレート	天然ガスが水分子に取り込まれ氷状の固体（ハイドレート状態）になっているもので、－20°Cでその状態を維持できる。気体状の天然ガスよりも安全性が高い等のメリットがあり、採取された天然ガスを人工的にハイドレート状態にしたものが、新たな天然ガスの輸送・貯蔵媒体として期待されている。
統合国際深海掘削計画（IODP）	海洋科学掘削船を用いて深海底を掘削することにより、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした研究を行う国際プロジェクト。我が国が提供する地球深部探査船「ちきゅう」のほか、米国が提供するジョイス・レゾリューション号、欧州が提供する特定任務掘削船（MSP）の複数の科学掘削船を用い、科学目標を達成するための研究を行っている。（IODP：Integrated　Ocean　Drilling　Program）
な行	

表３　用語集

用語	説明
内航	本邦の各港間の航海。
南海トラフ	東海沖～熊野灘～四国沖のエリア。メタンハイドレートは、地震探査記録において特有の強反射面（BSR）を示すエリアに多く賦存することが知られているが、我が国周辺海域の中でも南海トラフはBSRを示すエリアが広い。
二次元物理探査	海底の資源調査において、探査船に搭載されたエアガンと呼ばれる音源から音波を発し、それが海底面や地層の境界に当たってかえってきた反射波を捉え解析することで地下構造を把握する探査手法。
日本海洋データセンター（JODC）	国内の海洋調査機関によって得られた一定の海洋データを収集・管理し、国内外へ提供する機関。海上保安庁が運営している。（JODC：Japan Oceangraphic Data Center）
日本型食生活	昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。
は行	
排他的経済水域	領海に接続する水域（国連海洋法条約第55条）。領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない（同条約第57条）と規定されている。排他的経済水域における沿岸国の権利として、天然資源（生物・非生物資源）の探査、開発等の主権的権利、構築物等の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等が規定されている（同条約第56条）。海岸が向かい合う国との距離が400海里未満の場合の境界画定は、衡平な解決を達成するために相手国との合意により行うと規定されている。（同条約74条）
舶用工業製品	エンジン、プロペラ（スクリュー）などの推進用機器、クレーンなどの荷役機械、レーダーなどの航海用機器、救命ボートなどの救命機器など、船舶を構成する機器類の総称。
発光ダイオード集魚灯	小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードを使用した、いか釣り漁船の集魚灯。燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒音の解消による労働環境の改善、二酸化炭素等の排出抑制等の効果が見込まれる。
バラスト水	船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水。目的地に到着後、貨物等を積込む時に排出されるため、バラスト水に混入した生物が世界中に拡散し、本来の生息地ではない場所で大繁殖することにより生態系の破壊、経済活動への被害、人の健康被害等を発生させることがある。 そのため、国際海事機関（IMO）では、船舶がバラスト水を排出する前に浄化処理することを求める「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮称）」を2004年2月に採択したが、世界的に見ても処理装置の開発が進んでおらず、条約発効の障害となっている（日本は未締結）。条約を早期に発効させるために、バラスト水処理装置の開発が喫緊の課題となっている。
バルク貨物	包装・梱包せずにそのまま船艙（船舶で、貨物を積み込む区画）内に積み込み輸送する貨物の総称。

表３　用語集

用語	説明
非在来型の天然ガス資源	商業的に採取が可能な天然ガスに対して、効率的・採算的な採取が困難なことから、これまで商業的採取がされていない天然ガス資源をいう。メタンハイドレートの他に、頁岩に貯留されるシェールガス、石炭に吸着されるコールベッドメタンなどがある。
非特定汚染源	工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくい市街地、農地、山林等の負荷の発生源。
貧酸素水塊（ひんさんそすいかい）	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊。海域の底層において、富栄養化により増殖したプランクトンの死骸や海域に流入する有機物を分解する際に微生物が酸素を大量に消費することで、溶存酸素濃度が極端に低下する。水生生物が長時間接することで死滅する等の被害が出ることがある。
不審船に係る共同対処マニュアル	防衛庁（当時）と海上保安庁とが、平成11年12月に、不審船に係る具体的な連携について策定したマニュアル。平成11年3月23日に発生した能登半島沖不審船事案を受けて、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、自衛隊への海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などを規定。
フロンティア分野	「重点推進４分野」（特に重点的に研究開発を推進すべき分野）とともに第３期科学技術基本計画に位置づけられている、「推進４分野」（国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野）の一つ。 本分野では、衛星による通信・測位、地球観測・監視等の宇宙利用、多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の安全・安心と質の向上、経済社会の発展、我が国の総合的な安全保障や地球・人類の持続的発展などへの貢献を目指す。
分岐断層（ぶんきだんそう）	プレート境界から分岐する断層で、地震発生帯の一部を構成する。巨大地震発生時の破壊領域の一部となり、海面に到達した部分は津波を起こす原因になると考えられている。
便宜置籍船（べんぎちせきせん）	船主が船籍を便宜的に外国に登録した船舶。税負担が少なく、船員関係の運航上の規制が緩やかで、賃金の安い外国人船員を雇用することができるパナマやリベリアなどの国に置籍される例が多い。
北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）	海洋環境の保全のため国連環境計画（UNEP）が進めている地域海計画の一つ。日本海及び黄海を対象とし、1994年（平成6年）に日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。その事務局機能を果たすRCU（地域調整ユニット）が、日本（富山）及び韓国（釜山）に2004年（平成16年）に設置された。（NOWPAP：NOrthWest Pacific Action Plan）
ポート・ステート・コントロール（PSC）	外国籍の船舶が入港した際、寄港国の機関がその船舶に立ち入り、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうか検査する制度。
ま行	
メタンハイドレート	低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子（天然ガス）が取り込まれ、氷状になっているもの。非在来型の化石燃料として将来の実用化が期待されている。また、我が国周辺の南海トラフ等にも、相当量の賦存が見込まれており、新たな国産エネルギー資源になりうるとして期待されている。
面源負荷対策（めんげんふかたいさく）	市街地、農地など面的な広がりを有する排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。路面の清掃や雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、農業用ため池の活用などがある。
や行	

表３　用語集

用語	説明
予防的な対策	地球サミットにおいて採択されたリオ宣言の中で述べられた「予防的な取組方法（Precautionary approach）」では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的な取組方法が基本的な考え方となっている。
ら行	
ライザー掘削	海底の掘削孔から海面上の設備までを連結したパイプ（ライザーパイプ）の中をドリルパイプが通る二重管構造での掘削方法。ライザーパイプと噴出防止装置を用いて、泥水循環掘削（泥水で孔壁を保護し、地層圧力とバランスを取りながら行う掘削）を行うことで、掘削孔の崩れを防ぎ、より深くまで安定して掘削することを可能とする。
離岸堤（りがんてい）	波の勢いを弱めるため、あるいは海岸に砂を蓄えることを目的として、海岸から離れた沖合いに海岸線と平行に設置される構造物。
領海	領土に接続する水域。沿岸国の主権が及ぶ。国連海洋法条約第3条では、「基線から測定して12海里を超えない範囲」でその幅を定める権利が認められている。我が国は、原則、基線からその外側12海里の線までを領海の範囲としている（領海及び接続水域に関する法律）。
ロンドン議定書	陸上において発生した廃棄物等の海洋投棄による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約の内容を改正・強化した議定書。廃棄物の海洋投棄を原則禁止とするとともに、投棄可能な廃棄物についてもその環境影響についての事前の検討等を求めている。正式名称は「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」。1996年（平成8年）に採択、2006年（平成18年）に発効。
アルファベット	
AIS	「船舶自動識別装置」を参照。
ASEAN地域フォーラム	1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。徐々にその参加国を拡大しつつ、平成22年4月現在では26か国及びＥＵが参加している。
EPA	「経済連携協定（EPA）」を参照。
GEOSS	「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を参照。
ICRI	「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」を参照。
ILO海事労働条約	船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉、社会保障等に係る国際的な基準を確立することにより、船員の労働環境の向上及び海運における公平な競争条件の確保を図ることを目的とする、既存の68の条約等を統合した国際条約。対象範囲が広く、例えば、時間外労働を含めて1日14時間まで、7日間72時間までといった時間外労働の限度等の具体的な基準や、寄港国が外国船舶に立ち入って条約の遵守について監督することを認めるといった執行面の規定が含まれる。2006年2月に採択された。

表３　用語集

用語	説明
IOC	「政府間海洋学委員会（IOC）」を参照。
IODE	「国際海洋データ・情報交換システム（IODE）」を参照。
IODP	「統合国際深海掘削計画」を参照。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を参照。
IMO	「国際海事機関（IMO）」を参照。
JODC	「日本海洋データセンター（JODC）」を参照。
MARPOL条約	「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」を参照。
NOWPAP	「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」を参照。
OECD	「経済協力開発機構（OECD）」を参照。
PSC	「ポート・ステート・コントロール(PSC)」を参照。
PSI	「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を参照。
ReCAAP	「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」を参照。
SOLAS条約	「海上人命安全条約(SOLAS条約)」を参照。
TAC	「漁獲可能量（TAC）制度」を参照。
TAE	「漁獲努力可能量（TAE）制度」を参照。
WCRP	「世界気候研究計画（WCRP）」を参照。
WTO	「世界貿易機関（WTO）」を参照。

平成２２年版　海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

平成２２年６月発行

発行：内閣官房 総合海洋政策本部事務局